

宜 議 第 4 5 4 号
令和 5 年 3 月 31 日

議長
呉屋 等 殿

福祉教育常任委員会
委員長 伊佐 文貴

委員会審査結果について（報告）

第 4 4 6 回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和 4 年 1 0 月 7 日	令和 4 年 1 0 月 7 日	請願第 1 号、陳情第 1 号、議案第 5 5 号、 議案第 5 2 号、議案第 5 6 号
令和 4 年 1 0 月 1 1 日	令和 4 年 1 0 月 1 1 日	陳情第 5 号、陳情第 7 号、認定第 2 号、 認定第 5 号、認定第 6 号、議案第 5 2 号、 議案第 5 5 号、議案第 5 6 号、請願第 1 号、 陳情第 1 号
会議日数 2 日間		

事件一覧及びその結果

議案番号	件名	付託日 月 日	議決日 月 日	結果
議案第52号	令和4年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	令和4年 10月6日	令和4年 10月11日	原案可決 (全会一致)
議案第55号	令和4年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第2号)	令和4年 10月6日	令和4年 10月11日	原案可決 (全会一致)
議案第56号	令和4年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	令和4年 10月6日	令和4年 10月11日	原案可決 (全会一致)
認定第2号	令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和4年 10月6日	—	閉会中の 継続審査
認定第5号	令和3年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和4年 10月6日	—	閉会中の 継続審査
認定第6号	令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	令和4年 10月6日	—	閉会中の 継続審査
請願第1号	沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願	令和4年 10月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情第1号	学校における子供の健全な育成を求める陳情	令和4年 10月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情第5号	母子生活支援施設設置について	令和4年 10月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情第7号	令和5年度福祉施策及び予算の充実について	令和4年 10月6日	—	閉会中の 継続審査

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和4年10月7日（金）1日目

午前10時00分 開会

午後 4時27分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	伊佐文貴
委員	棚原明
委員	座間味万佳
委員	伊佐哲雄

副委員長	屋良千枝美
委員	松田朝仁
委員	山城康弘
委員	岸本一徳

○欠席委員（0名）

○説明員（11名）

健康推進部長	伊佐真
国民健康保険課庶務係長	大道優
国民健康保険課後期高齢者医療係長	松川奈津子
健康増進課健康推進係長	佐久田貴子
指導部長	松本勝利
指導課指導担当主査	下地直樹

国民健康保険課長	香月直子
国民健康保険課給付係長	名幸仁
健康増進課長	玉城悟
教育部長	宮城葉子
指導課長	佐伯進

○議会事務局職員出席者

主 事	伊佐直樹
-----	------

○審査順序

請願第 1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願

陳情第 1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情

議案第55号 令和4年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第52号 令和4年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第56号 令和4年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第446回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和4年10月7日（金）第1日目

○事務局 おはようございます。これから福祉教育常任委員会の会議を進めてまいります。

当委員会を担当いたします伊佐と申します。よろしくお願いいたします。

改選後、初の会議でありますので、委員長が選出されるまでの間、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の岸本一徳委員に臨時委員長の職務を行っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岸本一徳 臨時委員長 皆さん、おはようございます。年長のゆえをもちまして正規の委員長が選任されるまでの間、私が臨時委員長の職務を行います。委員諸公の御協力方よろしくお願い申し上げます。

では、ただいま福祉教育常任委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前10時00分）

○岸本一徳 臨時委員長 これより委員長の互選を行います。互選の方法は、指名推選または投票のいずれかの方法により行うかお諮りをいたしたいと思います。

○岸本一徳 臨時委員長 休憩いたします。（午前10時01分）

○岸本一徳 臨時委員長 再開いたします。（午前10時02分）

○岸本一徳 臨時委員長 委員長の互選については、休憩中にお諮りいたしましたように指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○岸本一徳 臨時委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

次に、指名の方法については、臨時委員長から指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○岸本一徳 臨時委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

それでは、私から指名させていただきます。

委員長に伊佐文貴委員を指名したいと思います。ただいまの指名に御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

○岸本一徳 臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、伊佐文貴委員が委員長に当選をされました。

ただいま委員長に当選されました伊佐文貴委員の就任の御挨拶をお願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 委員の皆さん、おはようございます。ただいま委員長に選任されました伊佐文貴です。新しくこのメンバーで向こう4年間、委員長としてしっかりこの委員会を速やかに進行させていくよう心がけて、皆様の御指導も受けながら頑張っていきますので、4年間よろしくお願いいたします。

○岸本一徳 臨時委員長 それでは、新委員長が誕生しましたので、委員長と交代をいたします。御協力ありがとうございました。

○岸本一徳 臨時委員長 休憩いたします。(午前10時04分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時06分)

○伊佐文貴 委員長 これより副委員長の互選を行います。

副委員長の互選の方法は、指名推選または投票のいずれかの方法により行うか、お諮りいたします。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時06分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時06分)

○伊佐文貴 委員長 副委員長の互選については、休憩中にお諮りいたしましたように指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

次に、指名の方法については、委員長から指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

それでは、私から指名いたします。

副委員長に屋良千枝美委員を指名したいと思います。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、屋良千枝美委員が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました屋良千枝美委員の就任の御挨拶をお願いいたします。

○屋良千枝美 副委員長 皆さん、どうもありがとうございました。今回も副委員長ということで頑張っていきたいと思います。福祉教育は、市民の皆さんの生活に直結している大事な委員会だと思いますので、皆さんと共に、また福祉の充実を図るため頑張っていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時08分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時18分)

【議題】

請願第1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願

○伊佐文貴 委員長 これより議事に入ります。

本委員会に付託されました請願第1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願を議題といたします。

質疑に入る前に、事務局より陳情書の読み上げを行います。

(事務局朗読)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。棚原明委員。

○棚原明 委員 独自に実施したという請願の理由なのですけれども、実施した調査の報告書と違ってあるのですか。この基となるものが、どれぐらいのものが出てきたのかというのが載っていないのかなと思っているのですけれども、そういうのがあるのか。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 普天間第二小学校の現在の土壌調査については、教育委員会総務課のほうで窓口をしております。この土壌調査については、8月15日に市民団体のほうで調査をしてございます。その後、9月5日に調査報告書という形で委員会のほうに提出がございました。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 資料をもらえるのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 提供してまいります。

○棚原明 委員 よろしく願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 請願書の中に6月にEPAのほうで数値が下がったというふうにあるのですけれども、0.02ナノグラム・パー・リットル、こちら今現在の国内の基準値というところもぜひデータとして頂きたいです。そうすると比較対象になるので、ぜひ頂きたいです。できればお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 今回の3,000倍ということで、アメリカの環境保護局の基準が3,000倍の数値ということで厳しく定められたという経緯がございますけれども、国内の基準というのは、水に対しては50ナノグラムという数値はございますけれども、土壌に関しての基準は今のところございません。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 こちらの数値がアメリカの土壌の数値であるならば、多分同じようにアメリカの水質の数値も変わっているのかどうかってわかりますか。土壌だけがこれだけ低く下げられたのか、水質の数値も下げられたのかということになると、土壌が下げられたのであれば、水質も下げられているということで、多分日本国内の数値との差にもなるのかなと思っているのですけれども、もしEPAの数値が下がっているというか、今現在のEPAの水質の基準値というのが分かれば、それも教えていただきたいです。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 今、委員がおっしゃる部分、特に日本ですけれども、米国のアメリカ環境保護局の基準値が現在幾らかということでもよろしいでしょうか。

○座間味万佳 委員 はい。

○教育部次長 資料にして提出するというところでよろしいでしょうか。

○座間味万佳 委員 口頭でも大丈夫ですけれども。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時26分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時27分)

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 すみません。確認して提出させてもらいたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。

○教育部次長 申し訳ありません。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 座間味委員御質疑の確認をしたくて……EPAが示されている基準……

○伊佐文貴 委員長 大きな声でお願いします。

○健康増進課長 EPAが示された基準の質疑の内容についても土壌ではなくて、水質かと思いますので、土壌については基準というのは示されていないと思しますので、そう確認しています。

○座間味万佳 委員 国内基準がないということ。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 普天間第二小学校については、以前、その対象となるグラウンドの土壌の表面の土を取って入れ替えしたというふうなことをお聞きしたような記憶があるのです。これってどれだけ入れ替えしたかわからないですけれども、したにもかかわらず、最近の調査でまたPFOS、PFOA関連の汚染が確認されたというのはちょっと理解できないことがあるのですけれども、過去に土壌の入れ替えというのは、どのくらいの規模でやったかというのは記録がございますか。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 平成8年頃に普天間第二小学校の校庭整備工事というのが行われているのですけれども、今のところ、その当時の保存期限が切れているので、詳細な資料というのは今ございません。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 では、つまりは宜野湾ちゅら水会が独自に使用した調査でもって、アメリカの基準値をはるかにオーバーする実態が明らかになったというようなことを教育委員会としてどのように捉えていらっしゃいますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐哲雄委員の御質疑にお答えいたします。今回、市民団体のほうが3か所調査をして、1か所においては下限値のほうであったということで、2か所でアメリカが、EPAが示した基準値のほうの水質のところでの基準をオーバーしたということで調査結果を発表されているという理解で、学校とも今連携しながら、基準値を超えた部分に関しましては、児童生徒が立入りしないような形で対応をさせていただきます。また、報道等でしかあれなのですけれども、識者等からは、ほこりを吸い込んで、そういったところのリスクもあるのではないかとということもございますので、その部分に関してはスプリンクラー等を活用して、その飛散をできるだけ低く抑えていきたいということで調整させていただきます。

また、あくまでも日本国内において、その影響とかのほうがはっきり確定されたものがございませんので、県においても同じかとは思いますが、その基準値の設定を査定していただきたいというところをし

ておりますし、また市長にも防衛大臣がいらっしゃる際とか外務省の政務官もいらっしゃったときに、宜野湾市民の不安解消を早急に図っていただきたいというようなお願い等もいらっしゃった際に、直接口頭で申し入れをしているような状況でございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今、立入禁止の区域を設定するというようなことをお話がありましたけれども、これグラウンド全体がそういうふうなことではないということで理解していいのですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐哲雄委員の御質疑にお答えいたします。今現在、3か所のうち、先ほど申し上げたとおり2か所ではございます。先ほど申し上げたとおり、基準値自体にまだ法的なルール等も被せられてございませんし、また学校全体でグラウンドを使用控えたりということは、教育部は授業の実施にも影響しておりますので、授業自体が今継続して実施し、その測定値、検査結果が出た部分において、その部分的なところに立ち入らないような形で対応してございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 最後に、宮城教育部次長は、この御指摘あるいは御心配に対して危惧というような言葉を使って考え過ぎではないかというふうなところのお話もあったのですけれども、しかし特に保護者、お父さん、お母さんからすると、やっぱり在校生への大きな心配、これはずっと付きまとうところかと思えますけれども、保護者あるいは子供たち本人に対してもそうですけれども、そこは払拭というふうなところの取組というのは現在進行形みたいな形で実施されているのですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐哲雄委員の御質疑にお答えいたします。9月5日に報道発表等をされて、保護者のほうに対しても具体的な対応として先ほど申し上げた立入りへの調整、入らないような形、あるいはスプリンクラーの設置で砂ぼこりが舞わないような形、あるいは運動場を利用した際は、うがい、手洗いの徹底等の健康管理の注意喚起、4番目に計画的な巡視等の安全管理等を学校とも連携しながら取り組んでございまして、また他機関との連携といたしましても教育委員会も学校と一緒にやって、情報共有を密にしながら、学校施設の整備を含め連携して対応したいということとか、また体育の授業では運動会等の教育活動に支障がないように関係機関、関係部局とも調整しながら対応してまいりたいというような形で、保護者向けにも教育委員会から文書、公文を発出して状況報告は適宜行っているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 すみません。では、今おっしゃった保護者向けの資料とかもし公開できるようであれば、ちょっと提出をお願いしたいのですけれども、大丈夫ですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐哲雄委員の御質疑にお答えいたします。9月7日付に保護者の皆様へということで通知を発出してございますので、その資料を提供したいと思います。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 松本指導部次長、今の資料の中で、例えば普天間第二小学校の今汚染されているというか、調査して、場所とかエリアとかというものは図示されている、表示されていますか、この資料の中で。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 3か所、今回、工事を最初したいという要望がございましたので、この図示はされております。航空写真に落とし込んで、3ポイント図示はされてございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 その資料は頂けるわけですね。先ほど生涯健康勧告値、EPA、これアメリカですから、アメリカの基準はたしか70ナノグラム・パー・リットル、これ3年前に国に伊波一男議員と真喜志晃一議員と私と3名、あと金城泰邦、当時県議でしたけれども、一緒に6月に厚生労働省、それから環境省、それから防衛省、3か所行きまして、まずは基準値を設定していただきたいということで、要請を地元、こちら宜野湾市が一番汚染をされているということで、湧き水の関係です。それで正式に申し入れをして、国は取り締まる基準がないので、基準値を設定していただきたいというお願いをしたのです、6月に。

そうしたら1年後に、たしか5月ぐらいだったと思うのですが、50ナノグラムに設定をされるという報道がなされました。これは役人が決めるのではなくて、専門家が、学者がこれを審議して決めていくのだと。アメリカよりも基準値が落ちたということで、低く抑えられたということで評価はされたのですが、汚染そのものは何も変わりませんので、これをどうするかということが一番問題だというふうに思います。私は、基準値が決まったら、基地内の立入調査も可能かなと思っていたら、全く今でもできていません。このことは問題かなというふうに思っています。

それで、今この請願書の中にあるEPAが、さらに勧告値を厳しくしたとあるのですが、これではよく意味が分からないのですけれども、要するに飲み水なのか、それともまた環境というのですか、湧き水であるとか、そういったものの環境の土壌のいわゆる基準値なのか、この辺がちょっとよく分からないのですけれども、それは教育委員会として把握はできていますか。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○教育部次長 先ほどの座間味委員からの御質疑とかぶるのですが、米国が環境保護庁から出されているPFASの生涯健康勧告値なのですが、2016年には岸本委員がおっしゃるようにPFOSとPFOA合わせて70ナノグラムが基準値でしたけれども、2022年にはPFOSが0.02ナノグラム、そしてPFOAが0.004ナノグラムということで、合わせて0.024ナノグラムという極めて厳しい数字、こちらが3,000倍厳しくなったというような表示でございます。対象としては、飲料水というふうに把握してございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 宮城教育部次長、これも資料があるのだったら頂けますか。これ公表されているやつでしょう。

○教育部次長 所管が少し違っておりまして、確固たる資料という提出は難しいのですが、我々も新聞報道等で知る限りの資料しかございませんが、それによろしければ提出させていただきたいと思えます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 最後に、飲み水、これは今、北谷浄水場、そこは活性炭を入れて吸着させて濃度を落としているわけなのですが、これが一番危ないのかなというふうに思っていたのですが、でも水道水そのものは、ちゃんと毎日だろうと思うのですが、検査をして、ここは供給をしているというふうなことです。詳しいことは分かりませんが、あとほこりを吸ってとか、それからまた粉じんをま

き散らさないようにということで散水をしたりすると、これは対応策だというふうに思うのですが、もともと根本的にこれが本当に米軍によるもの、そしてまた自衛隊も一部那覇ではあったりしますので、この辺はやはり泡消火剤というのをまだ使っているのだろうな、それともこれまで蓄積してきた、そういうものが表に出てきているのだというふうなことから推測するのですが、今ここで血中濃度を調査してもらいたいというふうにあるのですが、これは市として可能なのかどうなのか。それで、県がやるべきなのか、国がやるべきなのかという、そういうことが私のほうでちょっとよく分からないのですが、どのように考えていますか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 岸本委員の御質疑にお答えします。健康増進部としましては、今PFOSの数値が上がっているという状況の原因が、どういう原因であるかというところの判明はされていない状況ではあるのですが、基地の蓋然性が高いということも踏まえて、今健康増進部としては沖縄県の保健医療部、そちらのほうに血中濃度検査等について、窓口になっているということは把握をしておりますので、そちらのほうに確認等をしているところです。市のほうというよりは、まずは県のほうで、あるいは国の支援等をまとめていただきたいということも私としては考えておりますし、まずは県のほうで対応していただくべきものではないかという市のほうとしての見解もございますので、適宜、血中濃度検査について基準等は定まっていないところではありますが、県の方向性等を今後とも確認していく予定ではございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 最後に、この請願は県知事にも行っていますか。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時44分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時44分)

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 県のほうの保健医療部に関係団体等からのそういった要請、血液血中濃度検査に対する要請等があるかどうかは一応確認したところでありますが、団体からはあるというふうな確認は取っていますが、それが宜野湾市のほうに要請している、ちゅら水会からというところは確認しておりません。

○岸本一徳 委員 分かりました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 そもそも論からちょっと聞きたいのですが、この請願書の中に書かれているのは、8月15日の宜野湾ちゅら水会さん、その団体が行った調査を9月5日の報告書をもって、この請願の中身は、これは普天間第二小学校の土壌が汚染されているというふうに断定している文章なのですが、今この断定した仮定かなんかで議論するかもしれないのですが、そもそもこれ市の見解は、この普天間第二小学校の土壌というのは汚染されているという認識なのかですか。今の時点で、それをまず教えていただけますか。

なぜかという、これは一団体の調査であるではないですか。先ほどの調査結果がうそとか言っているのではないです。それを基に市が見解を出すというのは、ちょっと時期尚早ではないですか。その土壌が汚染

されている前提で今議論しているのかどうかというのをちょっと確認させてもらいますか。皆さんの市の見解はどうなのですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。今、汚染されているかという宜野湾市の見解があるかというところではあるのですけれども、先ほどから申し上げているとおり、日本国における基準値が今現時点でない、調査方法も確立されていない、その人体への影響等も今明確でないというところから、まずはやはり国において法律に基づく基準値のほうの確定等をもって、その人体への影響、あるいは基準値の設定等をして、それを基に今度は調査方法が確立してくるかと思っておりますので、その部分において汚染があったというような確定が取れるものかなと思っております。

あくまでも今、市民団体のほうにおいては、やはり懸念される事項があるとしてぜひ調査したいというところでございましたので、学校等の授業に支障が生じないような形で土壌の採取を認めているところでございますので、今現時点で汚染されているかというところからは、3か所のところでございますので、現時点では理解をしているところではないというところをお願いしたいと思っております。

○伊佐文貴 委員長 山城委員。

○山城康弘 委員 今の次長の見解も、この宜野湾ちゅら水会さんからのデータに基づいての話でしょう。要するに、こういう汚染がされているよというデータがあるということなのではございますけれども、先ほど立入禁止区域の話もしてたではないですか。それも、だからこのデータを基にやろうとしているのですよね。さっき、要するに3か所やりました。その2か所のほうでそういったデータが出ていますというふうなお話がさっきあったのですけれども、それはどうするのですかという質問に、それは立入りをするような感じで対処していくと。なぜ。今、断定はしていないという話ではないですか。だから、別にこれ子供たちの健康を守るのは確かに大事です。ただ、進め方としてちょっとどうかなと。事実関係が宜野湾市もしっかりその辺はやっていかないと、答え出すというのはちょっとあれなのではないですか。

例えば、これ文書の中にも、断定しての文書でありますから、卒業生も含めた関係者の血中濃度検査を早急に実施してくださいという文書があるではないですか。この卒業生というのは、どこまで広げる、拡大したのでしょうか。過去遡って何十年ぐらいなのかとか、いろいろとてもハードルが高い中身があるのです。そういったことをこなしていくためには、やはりちゃんとした基本的な事実関係が出ないと私は駄目ではないかなと思うのですけれども、確かに不安があるのはもうよく分かっております。だからその辺宜野湾市はしっかりやっていくような感じで進めていかないと、この一団体の調査で結論を出していくというのは私はどうかなと思っております。その辺、今後はどのように考えていらっしゃいますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。今、8月15日の先ほど申し上げた3か所のほうを実施して検出された値が出た時点が2地点あると。委員おっしゃるような形で、まだ国からの基準もない中ではありますので、授業のほうは通常どおり継続して実施していると。ただ、検出した値が出たのもまた事実でございますし、保護者の皆さんからもやっぱり不安の声とかも届く場合もございますので、基本的には授業を止めないで、ただ検出された場所においては、やはり値が出ているというところも事実でございますので、その部分に対する対応として検出された地点のところには可能な範囲で立入りをしないような形で、部

分的な対処をしていくというところで御理解いただきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 山城委員。

○山城康弘 委員 初期対応はいいと思います。疑いがあるというところは、結果が出るまでそういう対処をするというのにも必要だと思うのですが、いずれにしても僕が当局に言いたいのは、しっかりこれ事実関係も含めてちゃんとした順番で進めないと、これみんなの不安がだんだん大きくなっていく。もしこれ万が一本当にそういう事実があるのであれば、早急に動かないといけないじゃないですか。だからちゃんと手順をしっかりと進めて、スピード感を持って進めてほしいなと思うのですが、最後に見解をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。今、市長においても、あるいは玉城知事においてもしっかり法的な基準を明確にしてほしいという要請等もされてございますので、宜野湾市としてもやはりこの明確な基準がない範囲においては、子供たちの教育の活動を止めないというのは、これは大事な視点であるかと思っておりますので、そういったところを教育委員会としては関係部局とも調整しながら、不安を払拭できるような対応で、またその基準が山城委員おっしゃるような形で明確な基準を設定していただいて、その後の対応をしっかりと取れるような形で検討できるように、教育委員会としても関係部局とも調整して今後も実施していきたいというふうに考えてございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 この請願の中に健康勧告値というような形で臓器や胎児に危険を及ぼすがんの原因になる可能性などが指摘されているというような文面がありますけれども、もちろんその部分に対して不安を持っていらっしゃるというところがこの請願書だと思うのですが、この不安になっているというところに対して、今、宜野湾市として、そこに、ではその部分を解消するために何か動いていらっしゃるものか、その不安のままでいるのか、その不安を解消するために何か行動が今出ているのかというのをちょっとお聞きしたいのですが。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 座間味委員の御質疑にお答えいたします。山城委員からも御指摘ございましたとおり、今基準自体がなくて、市町村においても対応を苦慮している状況で、県と5市町で関係機関に対して要請等もしてございます。こちらは宜野湾市長、松川市長も一緒に要請等をしてございます。そういった中で、今対応を取れる可能なところとして、先ほど部長等が資料提供する予定でございますが、保護者宛ての通知の中でやはり立入規制でしたり、あるいはスプリンクラーでそういったできるだけ保護者の皆様の不安が払拭、払拭までは至らないとは思っておりますけれども、軽減できるような形で、そういった対応を適宜、今対症療法的な形で取るしかないのかなと思っておりますので、また学校のほうからも要望等ございましたら、その辺はまた学校と市教育委員会のほうとも調整して、財源的な対応が必要であれば、また市長部局のほうにも連携しながら対応をお願いしていきたいというふうに考えてございますので、取れる対応は可能な限り対応していきたいというふうに考えてございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 教育委員会や学校での対応というのは、今現在の子供たちに向けて対応してくださっ

ているというのをすごく感じているのですけれども、健康増進課としてこの不安に思っている、請願書にもあるのですけれども、18年間というところの長期間になるので、健康増進課としてほかの地区と普天間第二小学校地区、喜友名、新城かと思うのですけれども、そこでほかの地区とこの地区で何か健康的なもので違いが本当に出ているのかというようなこととか資料があったりしますか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 座間味委員の質疑にお答えします。今、地区的にそういった健康に違いがあるのかという御質疑だと思うのですが、宜野湾市のほうで実施している健康に関するものについては、国民健康保険に加入されている方々と一緒に集団健診、個別健診、特定健診等を行っております。また、子供たちについては、乳幼児健診等、1歳半、3歳児健診等を行っているものですが、その実施の項目等がございまして、その項目に従って体重とかの数値とかも示されてはございますが、これがすぐ、その数値があった場合については、もちろん指導等を行っております。これが直ちに地区ごとに何か違いがあるのかとか、そういったところまでは特に今までは調査等はしていない状況でありまして、それがPFOSに関する健康被害が何か関係があるのかというところは、先ほどから御説明もしているとおおり、PFOSに関する健康被害のほうに、健康に与える影響について基準等の知見が集積されて示されていないところもありますので、そういったところにまた私たちの健康増進課としての事業の中では、そういった調査等も実施しておりません。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今されていないというふうにおっしゃっていたのですけれども、この中では普天間第二小学校の在校生、卒業生も含めたというところもあるので、できれば本当に原因がPFOSかどうかということではないにせよ、不安を持っていらっしゃるという市民の声が上がっているのであれば、その地域のどういうデータになるのかということを見て、ほかと違いがないよというような安心するようなデータであれば、それを公表してもいいのかなというふうに思うので、ぜひ不安材料をなくすために安心材料があるといいので、安心材料のためにもぜひそういうふうにとちょっと調べていただけるといいのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 座間味委員に関連して、子供たちの健康の不安とかということにつきましては、私たち保健師が在籍しておりますので、日頃から地区保健活動ということで成人の方々の健康とか子供たちの健康についても訪問等活動をしておりますので、そういった声ももし上がるのであれば、そういったところはまた地区保健活動の中で、訪問の中で健康対策の不安等をお聞きすることというのはできると思っておりますし、保健指導等、水質がどうかというまでは、全体的なことではあるのですけれども、日頃の地区保健活動をしていく中で対応というのは、今までどおり対応していきたいと思っております。

○伊佐文貴 委員長 ほかに質疑ございませんか。屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 皆さんの意見がいろいろありましたので、この請願書の中で2004年の基地内排出工事が完成する以前には、普天間第二中学校に雨水排水が流れ込んでいる事実を認めているということをも市長も教育長もそれを認めているということですよ。そういう汚染源になるものが流れ込んでいるという事実は認めたということですよ。それはどういうふうにと受け止めていらっしゃいますか。

○伊佐文貴 委員長 教育部次長。

○**教育部次長** 委員の御質疑でございますけれども、平成16年には沖縄防衛局が排水溝の拡張工事をしてございまして、それ以前は雨水などの流入はあったということで、平成16年3月の議会答弁でそのようなお話はあったかというふうに認識しております。

○**伊佐文貴 委員長** 屋良千枝美委員。

○**屋良千枝美 委員** 私が聞きたいのは、市長や教育長もその事実を認めているということです。この文章的な事実ではなくて、これをどういうふうに対策をしていくのかということの検討もなされたわけなんでしょうか。

○**伊佐文貴 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** その当時、平成16年当時に、PFOSという問題があったかという、そこまでは認識はなかったと思いますので、その対策ということにつきましては、雨水のグラウンドへの流入を防ぐために沖縄防衛局が着工しているのですけれども、排水溝の整備を行ったという工事では……

○**伊佐文貴 委員長** 屋良千枝美委員。

○**屋良千枝美 委員** 分かりました。

それでは、2004年にも排水工事を完成させておりますが、それ以後の小学校内にこういう雨水排水は流れ込んだということはないということですか。

○**伊佐文貴 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** 平成16年に排水溝の各所工事が済んでからは、校内への流入はないというふうに認識しています。

○**伊佐文貴 委員長** 屋良千枝美委員。

○**屋良千枝美 委員** この中では、やっぱり18年間という要は残留し続けた汚染物質ということで、こういうふうに請願も上がっていると思います。やはり宜野湾市は、今特定健診を推し進めている最中でありますので、その中でも請願者が求める血中濃度の検査というものは速やかに行う必要があるのではないかとこの文章を見ても感じるのですが、当局としてはどういうふうにお考えなのでしょうか。

○**伊佐文貴 委員長** 健康増進課長。

○**健康増進課長** 先ほどから御説明はさせていただいているのですが、このPFOSに関するものが本当に市民に対して健康被害が、健康に及ぼす影響があるのかという懸念は、今市民団体と、あるいは市民のほうからも不安というのはあるかとは思いますが、水質についてもそうですが、血中濃度についても、検出された場合でも、それがどれぐらい健康に及ぼす影響があるのかとか、そういった基準というのがやはりこれからの知見で示されていかないと、なかなか私たちとしても対応しづらい、具体的に対策がしづらいということもございまして、その辺につきましては、今市としては血中濃度検査について予定はしているところではございませんし、また県の動向とか国の動向、そういったところの基準が明確にされるのか、あるいはそういった方向で血中濃度検査が実施されていくのかどうか確認していきながら、また動向を注視していきたいというふうに考えているところであります。

○**伊佐文貴 委員長** 屋良千枝美委員。

○**屋良千枝美 委員** 分かりました。このPFOS、PFOAの問題は、やはり宜野湾市だけの問題ではなく、沖縄県内の問題であると思いますので、やはりこういう危険性があった場合の速やかな対応というのは市に

求められてきていると思います。ですから、県との連携を取りながら、市民が納得のいく、安心ができる対応をしっかりと取っていただきたいと思います。今後のまた経過などを見ていきたいと思いますので、対応もまたぜひよろしく願いいたします。以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 すみません。もう一件お尋ねします。今後、この委員会でのどのような審査をされるかというのは、まだ分からないところではありますけれども、先ほど山城委員がおっしゃったように、対象者の人数ということを計算しますと莫大な数になるのです、何千人になるのか、何万人になるのか分かりませんが。その方々が、いわゆる在校生だったり、卒業生だったり、過去10年、20年の在校生とか卒業生とか考えますとすごい人数になるのです。

仮に、御心配はごもっともで、血液検査を実施してくださいというふうな結論になった場合に、これって物すごく市民の皆様方、社会に与える影響というのは大きくなると思っっているのです。対象者はどのくらい広げるかというのがあると思うのですけれども、それがやるという前提でもし考えた場合に、混乱するだろうなというところがまず一つ懸念されるところです。

これって沖縄、宜野湾市だけの問題ではないですよ。本土のほうでも実際にPFOS汚染というのは報道もされておりますし、そこに住んでいる方々も同じように不安も抱えているというようなことがあるのですけれども、全国で見た場合、血中濃度検査というのはPFOS、PFOA関連に特化した検査というのは、健康被害、健康実態調査というのはどこかありますか、県内、県外にも。これ実施するという前提の下で考えると、物すごく社会混乱するだろうなというふうな不安を私たち感じるわけです。その辺いかがですか。全国に実態があるかどうか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 伊佐委員の御質疑にお答えします。全国や県内で健康の被害、血中濃度検査について実施しているところがあるのかという御質疑かと思うのですが、私どもの把握している限りでは、そういったPFASに係る血中濃度検査、健康調査について実施している団体、自治体等は今把握していないところです。特に私たちのところに情報が入ってきているということはありません。

○伊佐文貴 委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 では、進めてまいります。

審査中の請願第1号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定しました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時9分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時20分)

【議題】

陳情第1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情

○伊佐文貴 委員長 次に、陳情第1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情を議題といたします。

質疑に入る前に、事務局より陳情書の読み上げを行います。

(事務局朗読)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。山城康弘委員。

○山城康弘 委員 まず陳情の趣旨の文面の中の事実関係をちょっと確認させていただきたいのですけれども、6行目のほうです。体育の時間にマスク着用にしてしまうことにより、低酸素状態による脳への影響や死亡リスクなどが懸念される。これについてのまず見解が1点です。

そして、その下の身体的、心理的な事情でマスクをつけることができない子供がおり、学校に行きづらい状況になっていることが心配される。そういったことが実際報告であるのか。

中には不登校となる児童生徒も増加し続けている。増えてきていると、不登校が。これ3つ目。

それから4つ目が、下から6行目、中には給食の黙食がつかいため、食欲が減退している子供たちがいるのですという、この4点です。事実関係は、教育委員会はどのように把握されているかお願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。4点の確認事項というところで、まず1点目の体育の時間にも着用してしまうことにより、低酸素状態による脳への影響や死亡リスクが懸念されるというところで、こちらのほうに関しては、恐らく科学的な立証とかそういったところはないと思いますが、ただそれが無いのかどうかというところもまた確認をされていないのかなというふうに理解してございます。

また、熱中症の懸念というところは、結構指摘もされておりまして、夏の前のほうには、登下校時とか体育の時間等、そういったところはマスクの非着用としてくださいということの通知を行いましたので、こちらから教育委員会としてもその旨、学校のほうには通知しているところです。

また、2番目以降、マスクすることで学校に行きづらい状況、あるいは3つ目の不登校の児童生徒も増加、あるいは4つ目の食欲の減退とかというところで、学校のほうからこの部分に関して数値的なアンケートとかは取っているわけではございませんので、要因分析とかそういったところは統計を取っているわけではございませんが、中に保護者のほうからそういった状況があるというところで、ぜひマスクを外していただきたいという要望は数点、教育委員会等にも寄せられているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今の2番目から3点、実際保護者からそういう話があったと。では、なぜ現場で確認しないのですか。要するに、そういう声が上がったときに、教育委員会の管轄というのは、各学校の指導が教育委員会の役割であるではないですか。その中で学校現場から報告がないとかではなくて、保護者からそういう話を聞いたら、学校現場に状況はどうかとやるべきではないかなと思うのだけれども、これはアクションについては、皆さんは今の話では起こしていないけれども、これ理由は何ですか。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 長田小のほうから7月6日に直接教育委員会のほうに来ていただいて、こういうマスクの着用、子供たちが自由にできるようにやってほしいということで陳情がありました。それを受けまして教育委

員会としても、今出している資料があるのですけれども、6回マスクの着用についての広報も出しております。1回目と2回目、①と②は文科省、それから県からの通知を受けまして、熱中症、これから暑くなる時期になるので、熱中症予防のために体育の時間と登下校、体育の時間と気温が上がる時には、ぜひマスクを外して活動をするようにということで公文を流しております。

④です。7月7日、保護者、長田小学校の相談会ということで、ここで相談を受けまして、ぜひマスクを外すことを徹底させようということで公文を作りました。その公文を7月12日に発出するという予定だったので、グラフのとおり、新規感染者が急激に拡大してしましまして、やっぱり感染症拡大のほうを優先して、公文発出を控えました。落ち着いてきて、つい最近、9月30日の県からの通知を受けまして、10月3日にこの2つの公文を出しております。趣旨については、登下校中はマスク外してくださいということ、それから体育の時間はマスクをする必要はありません。しかし、感染症の予防も考えながら、例えば調理実習で会食を共にするとか、それからグループ学習で顔が近くなってしまう場面、こういう場面、リスクの高い場面についてはマスクを着用できるように持参してもらえないかという協力レベルでお願いすると。あともう一つは、テストとか読書とか会話のない場面、会話の少ない場面ではマスクを外してもいいですよということです。それを学校の職員にも認めるように通知して、学校、校長会のほうでもお願いをしてあります。

それから、下にも書いてあるのですけれども、ルールにとらわれずに子供たちの特性、それからその状況に応じて臨機応変に対応してくださいとか、いろんな事情があってマスクができない子供もいるので、その辺の事情はしっかり理解して計画を進めてくださいというような趣旨の公文を保護者向け、それから学校長宛てに送っております。以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ありがとうございます。今の報告で対処していることよく分かりました。ただ、順番として、まずは実態を把握するのが先だと僕は思っているのです。要は、先ほど、なぜ学校のほうに全部問合わせして、その状況を確認しなかったというのは、本来であるならば物事を進めるときには、そういうことが起きました。どういう状況か調べました。それで今みたいな対応する。あくまでもこれは国の通達と県の通達とか、その基準でやっているのですけれども、本来の在り方というのは、私は現場をしっかり管轄しながら状況を把握してやるべきだというふうに思います。

マスクに関してもいろんな意見がありますよね。マスクをしない派の人たちもいるのですけれども、マスクをやることによつての感染予防の件に関してもいろんな諸説があるから、非常に難しい問題なのだけれども、だから大事なのはやっぱり実態に合わせて、極端な話、例えば長田小学校と嘉数小学校がもしかして違うのが出てくる可能性だって僕はあると思っているのですよ、地域事情も含めて。その辺はやっぱりこれも教育委員会に直接そういう情報があったら、まずは現場に情報としてしっかり状況を報告してほしいということの作業をやってほしいなと思います。

○指導課指導担当主査 山城委員からの御質疑なのですけれども、我々のアクションとして、やはりこちらに意見をいただける保護者は、最初に学校に言ってくださっています。学校でちょっと納得のいかない回答をもらったときに委員会に来るのですけれども、我々としても保護者の方の御意見と現状はすり合わせながら説明はさせてもらっています。その後、学校にも問合せをして、どういう状況なのかという現状把握はや

っています。次長のほうから全体に対してのアンケート調査等で統計取るというのはやっていないのですけれども、都度都度情報交換というか、話はして、実際に4番の給食黙食がづらいので学校に行きたくないという子がいるかとかということについても、担任には現状確認をしてどういう状況なのかというのを把握はしています。その中では、やはり今の状況でも一口食べたらすぐマスクをする子がいたりとか、マスク外してもいいよと言っている、どうしても外さない子がいたりとか、そういう子たちも実際にいて、委員がおっしゃるように外さないといけないという子もいる反面、同じ空間に外したくないという子もやはりいるので、それを踏まえて保護者には、できる限り我々が可能な限りというところで、この文書の発出に至っているところです。ただ、実態把握等については、声が上がったところに対して対応しているということもありますので、対応は全体的に行ってもございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ちょっと反論しますけれども、今その対応はしっかりやっているというのはよく分かりました。

では、学校から、親御さんが、この学校でまだ動いてくれない、それを教育委員会に言ってきましたよね。そういう状況があるではないですか。それに対してはしっかりやっていますよと。なぜほかの学校が想定されないの。こういう問題、ほかの学校でも起きているのだというふうに想定して動かないのですか、今の話だったら。要は、要するに親御さんから情報が来たときには動いていますよ、ちゃんとやっていますよ、それはいいと思います。ただ、この学校で起きていることは、ほかの学校でも起きていると想定するべきではないですか。もしかしたらほかの親御さん泣き寝入りしているかもしれないです。だから今のものは、進め方はいいかもしれないですけども、対処としては、この学校やっていますよではなくて、この学校で起きたら、ほかの小学校もどうかと思うのが指導、監督している立場の機関であると思うのですけれども、これはぜひほかでも起きているという想定しながら学校には全部やって、僕やるべきだと思います。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 ありがとうございます。山城委員の御指摘も受けて、私たちもこの保護者から要請があったその次の週でしたか、長田小学校、実際に訪問しました。その日に、保護者から来た日に、すぐに校長先生のところに、校長室に行って、私と部長と2人で行って、この内容、こういう子もいるから理解してほしいということと、マスクしていないというのを注意するときには、よく話を聞いてくれとか、いろんな対応について相談してきたり、校長先生自らがやっぱりマスクを外して挨拶運動をしてはどうですかという提案もしてきました。野外ではマスクを外しましょうというふうに私たち言っている、校長先生自らがやったらどうですかという話もして、校長室のほうに訪ねて行きました。

実際にその次の週に、長田小学校の学校訪問に行きまして、私もマスクを取って朝の挨拶運動したのですけれども、ちょっと雰囲気的には何でマスク外しているのだみたいな雰囲気も感じて、やっぱりマスクをしないことが何か悪いみたいな通例があるとか、お年寄りの方が交通安全指導をされていて、それに気を遣ってやっぱりマスクをしているとかって、そういう話も聞いたり、実感したりして、かなり難しい問題だなというのは実態として分かります。

次のはごろも小学校とか学校訪問のときも同じようにマスク外してやったりもしています。子供たち授業時間にマスクを外している子は何人いるかなとか、そういう実態も把握して、マスクを外して授業を受けている子も実際にいたのですけれども、しっかり普通にとりかかるといって、授業をさせていて、大きな混乱はなかったもので、この対応でいいのかなというふうには思っておりました。だから全く学校に足を運んでいないというわけではありません。以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 どうもありがとうございました。すみません、陳情の聴取で、ちょっと別のほうで皆さんがおかしいのではないかということで、大変申し訳ありません。ただ、この内容を、要は今、学校現場でどのように対処されているかという確認ができたから、これ今、陳情の趣旨も含めて文章が皆さんの対応で、対応されたというふうに思います。陳情でちょっと別のことで質疑してしまったので、すみませんでした。僕の意見なので。委員長、以上です。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 今、山城委員からいろいろと話があって、一通りマスクについて大人も子供もとても気にし過ぎている部分もあって、やはり大人が外す勇気を、また子供たちがそれを見て大丈夫なのだという自信も必要のかなと思って、私たちがつけている黄色いワッペン、胸につけているワッペンのようにお金もかかるのでしたらシールでもいいですから、大人が率先して今はマスク外していますとか、そういう安心材料を何か子供たちに与えて、僕も子供たちと接する機会があるので、いつもマスクつけてしか出ないものから、子供たちも見ると、あっ、マスクしないといけないのだということになるものですから、教育委員会のほうでぜひそういう子供たちに向けて、逆に先ほど言ったように大人が率先してマスクを外す理由づけを探して、子供たちの前に出て、マスク大丈夫なのだよと安心させる何かをできたらなど、この陳情が教えてくれた部分もあるのかなと思います。ぜひお願いできたらなと思っています。以上です。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 棚原委員からの御指摘どうもありがとうございます。こちらですけれども、やっぱり市教育委員会だけでは、どうしてもちょっと難しい部分がございます。マスク着用で、周囲の大人、登下校時のやっぱり外に市民の方が、あの子はマスクしていないけれどもということで、逆にまた通報的な形で来る場合もございますので、こちらのほうは健康推進部にも逆にマスクの屋外での非着用とかというところをぜひ理解していただきたいということで、ホームページにもこういったマスクの着用、外していいとか、そういったところもぜひ市民の方にも健康推進部としても周知してほしいという連携等もしてございますので、ぜひ学校だけでは、子供たちの理解は多分純粋なのでスムーズに入っていくのですけれども、逆に大人のほうも両方偏った形の場面とかも出てきますので、そういった考え方、このウイルス自体が感染者の増加であったり、減少であったりとかというのをずっと繰り返してきているものですから、なかなかちょっとその辺難しい部分があるのですが、委員皆さん御指摘のように、児童生徒の体調不良が起きないような形で、また教育のそういった学習意欲の減を招かないような形で、我々のほうとしてもコロナ感染症に関しては国、県の知見がどうしてもちょっと必要になってきますし、疫学の調査の部分に関しても、市では全く把握していない部分がございますので、そういったところからの情報も踏まえながら、各学校のほうに常に新しい情報を周知しながら、適宜適切な対応を学校と一緒に図っていきたいというふうに考えてございます。

○伊佐文貴 委員長 ほかに質疑ございませんか。座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今までの話の中でも、やっぱり子供たちが学校内でできればマスクをしなくて学校生活を送れるようになれば、一番子供たちにとっていいのかなというふうな印象を受けているのですけれども、もしそうなった場合に、マスクで防げていたものを代わりに手洗いであったり、消毒であったりというところで補ってあげれば、より子供たちがマスクを外す機会、外しても安全な環境をつくれるのかなとちょっと思ったりはしたのですけれども、そうすると今以上に消毒をしたりするというような形で、学校の先生方にも負担が回ってきたりとかってする可能性ってありますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 座間味委員の御質疑にお答えいたします。9月30日のこういった県のほうの沖縄県の対策本部会議で県の対処方針というところも出てはいるのですけれども、コロナ禍から日頃から3密を回避し、換気、マスクの正しい着用という習慣化しましょうというところもありますので、やはり場面、場面での対応が必要かと思えます。その中で、熱中症とかそういったところのリスクもありますので、そういった場面で、安全な場面の部分に関しては外すことを推奨していますが、先ほど佐伯課長からもあったように、顔を近接させてどうしても執り行わないといけないところもありますので、そういったところはちょっと難しい対応ではございますが、可能な限りやはりコロナ以前の日常に戻ることは願っておりますが、場面、場面での対応を学校とも一緒にやっていきたいというふうに考えてございます。

委員御指摘の教員の負荷の部分に関しましては、やはりこの文面を読むだけでも恐らく負荷はかかると思われるのです。これが令和2年のコロナの感染症からずっと通知がされて考え方の変更があったりとかということころは、負荷は当然もうかかってきてございますので、なので市教育委員会といたしましてもできるだけ学校現場の負荷がかからないような形で施策等をして、あるいは市単位で同一な形の理解を得られるような形で通知に努めているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。子供たちのことを学校の先生もやっぱり考えていきたいという時間を増やしたいので、そこに負荷がかかるようなやり方がもし出てしまうのであれば、そこをまた改善するためのことも考えていきたいと思えますので、ぜひ子供たちのことと、学校の先生が教育環境ということも一緒になって、学校の環境ということも一緒になって考えていけたらなと思えますので、よろしくをお願いします。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 大変御苦労さまです。ちょっとお聞きしたいのですが、先ほど事務連絡ということでの周知は、保護者の皆様へという文書をいただきましたが、このように教育委員会のほうは保護者の皆さんに文書を10月3日付になっております。マスクの着用についてということでの文書を発送がされていて、保護者の理解を求めているということでもよろしいのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 屋良千枝美委員の質疑にお答えします。先ほどもグラフで示したように、再三マスクの着用については、今第3弾まで来ているのですけれども、この第3弾のものを今回出されたものが最新になっていまして、より詳しく、その場面にあった外し方とか、それからやっぱりいろんな保護者の意見を聞いて、そ

の困り事というか、こういうトラブルがあるから、この場面ではこういう理解をしてほしいというようなことをもちろん保護者に向けなのですけれども、先生方に向けても通達をして、先生方にしっかり理解してもらって、マスクをしないというだけで頭ごなしに注意をするということがないようにお願いをしています。この公文については、全学校に通知配布されていて、昨日もホームページをのぞいてみたのですけれども、約4割の学校がホームページにも上げてくれています。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 この公文も大変分かりやすいと思います。やはりマスクの着用については、本当に柔軟に構えていけないといけない部分がありますし、少しまだデリケートな部分もあると思いますので、そういう面ではやはり学校からまずそういう着用について柔軟に構えていくという姿勢を子供たちに指導していくというのが大変大切ではないかなと思います。確かに私たちもかなりマスクで不自由している部分もありますし、交通安全指導を各議員なさっておりますが、やはりそういうときでも大変苦しい部分もあります。子供たちは、まだすんなりマスクなしで登校している子たちもいるので、やはりいつかこのマスクが外れることを、外すことを願いたいという気持ちもあります。やっぱりこういう体育の時間にはマスクを外すという理解、説明することもあると思いますので、陳情者からの意見もやはりしっかり教育委員会も答えられていると思いますので、ぜひそういう細やかな配慮をまたよろしく願いいたします。

また、先生方との連携を皆さんは共通理解しながら、こういうマスク着用をやっていただきたいと思いますが、やはりこういう部分では共通理解をしっかり図っていくということの大切さは教育委員会も重々承知していることなんでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 本当に屋良委員の御指摘ありがとうございます。私たちも本当に保護者、それから教職員、管理者寄り添って、同じ方向を向いて共通理解をして、いろんな事業を進めていきたいと思っています。

もう一つ、やっぱりマスクを外したいというお子さんいれば、家庭の中にリスクの高い身内を抱えていまして、どうしてもうつってきてほしくないとか、感染を持ってきてほしくないという子供さんも中にはいらっしゃって、一律、この場面でマスク外せというのも、これもできない状況なので、その辺もお互い理解し合っていければいいのかなということで、これも含めて学校、それから保護者、子供たちとも理解を取り合って、共通理解して進めていければなというふうに思っています。以上です。

○屋良千枝美 委員 どうもありがとうございました。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の陳情第1号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時51分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時53分)

○伊佐文貴 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。
(午前11時53分)

◆午後の会議◆

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時00分)
これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第55号 令和4年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第2号)

～質疑・答弁～

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第55号 令和4年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

それでは、議案説明からお願いします。健康推進部次長。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 事前に補正第2号の歳入歳出の補正額の増減理由については資料で頂いていますので、皆さんにお配りしたいと思います。これからやる国保についても後期高齢者医療の特別会計の補正も3枚つづりを渡してください。ありがとうございます。

まず、歳入の9款1項の一般会計繰入金のほうで、説明が令和3年度の低所得者保険料軽減負担金の精算による繰入金だという説明になっておりますけれども、低所得者保険料軽減負担金というのがどういうものなのかということを少し次長、説明していただけますか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 それでは、岸本委員の御質疑の9款1項5目の低所得者保険料軽減繰入金の説明をさせていただきますと思います。

委員の皆様、宜野湾市福祉保健の概要、こちらがもしございましたら、こちらの7—10のところに介護保険料の所得段階別表が掲載されてございます。併せて御覧いただきながらお聞きいただければと思います。こちらの表の一番上のほうから第1段階、第2段階、第3段階とかということで第14段階まで所得段階別がありまして、その段階別ごとに保険料が変わってきてございます。

そのうち第1段階から第3段階までの方々に対する軽減措置が制度としてございます。この制度になります。こちらの制度が平成27年より施行されてございます。ちょっと読み上げたいと思うのですが、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中、制度を持続可能なものとするために低所得者の保険料を負担し続けることを可能にする必要がございます。そこで、公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられることになっております。

その内容としましては、例えばこちらの福祉保健の概要の表からいきますと、第1段階のほうの右側のほうで、例えば月額保険料基準額掛ける0.5とかという数字がございます。この0.5が基準ではございますが、この低所得者保険料軽減制度によりまして、0.2を軽減する措置を行って、実際の保険料は基準額掛ける0.3になりまして、0.2分は保険料が軽減されるという内容になっています。第2段階の保険料対象の方々は、基準額掛ける0.65という率を掛けるのですが、こちらに関しては0.25を軽減して、基準額掛ける0.4を行って保険料を賦課していきます。

同じく第3段階の方に関しましては、基準額掛ける0.75という率を掛けるのですが、軽減措置により0.05を軽減して、基準額掛ける0.7として計算していきます。こちらが大まかな説明になりますが、低所得者保険料軽減制度になってございます。この軽減措置を行うのですが、被保険者の方々はそれにより保険料が少し軽減されます。ただ、保険者、保険側にとっては、収入がその分マイナスになりますので、その分を国と県と市の一般会計が補填するような制度になってございまして、その軽減、マイナスになった収入分の2分の1は国が公費負担します。残りの2分の1を半分に分けて4分の1が県、4分の1が市の一般会計から補填するような仕組みになってございます。今回、令和3年度の実績が固まって、その分に応じて市の一般会計分、県の負担分、国の負担分がそれぞれまた追加ということで今回、計上させていただいております。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 私も4年間いなかったもので、ちょっと確認をしながら勉強の意味でも再確認をさせていただいております。これはあれでしょう、次長、私の手元の資料では、平成29年4月、消費税10%上げのときに市町村民税非課税世帯を対象として実施をしていく。さっき次長が説明していた0.5を0.3にしたり、第2段階を0.65から0.4にしたり、第3段階を0.75から0.7にしたりとかということの軽減策を、これ恐らく厚労省の資料だと思うのですけれども、こんなのが1号被保険者の図示されている資料を昨日見つけたのですけれども、そこで今438万4,000円を繰り入れるということは、不足額が生じたので補正で繰入れをしていますという、そういう解釈でよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 御質疑にお答えします。そのとおりでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 要は、これ今の時期に精算をするので、こういう補正になっているという理解でいいですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 はい。

○岸本一徳 委員 分かりました。それで、できたらこの福祉保健概要の7—10とか7—11では宜野湾市（単独）の保険料減額というのがあるではないですか。これは国の減免にプラスアルファしているという認識でよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 御質疑にお答えします。7—11です。福祉保健の概要（1）、宜野湾市単独の保険料減額につきましては、宜野湾市独自の条例に基づく減額措置ということで、先ほどの説明とはまた別になります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 全く別。これ第2段階、第3段階の介護保険料は、次のいずれも該当する場合を減額することができますということで、国が示している1号保険料の低所得者軽減というのとは別物なのですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 別の制度になってございます。

○岸本一徳 委員 なっている。後で教えてくださいね、このところは。今、補正のやつは、いわゆる国のやつの軽減強化策というものに基づいた要するに精算をしているのだという認識でおりますので、分かりました。

あともう一つ、9款2項の繰入金の基金繰入金、要するに1点取り崩したものをまた繰り戻すのだと。時期的には令和3年度の決算を終えて、いろいろ繰越金等も発生してきているわけですから、そういう面では精算をする時期なのかなというふうに思うのですが、この準備基金のいわゆる残高みたいな、今現在どんなふうになっているかとかというふうな御説明をできますか、関連をして。次長、私が要求してもらった資料は、これは令和3年度基金取崩し後の残高ということで7億87万8,309円という。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 岸本委員の御質疑ですが、介護給付費準備基金残高でございますが、岸本委員の要求資料、お渡しした資料の令和3年度の基金取崩し後残高7億87万8,309円につきましては、令和3年度末時点の数字になってございますので、去る8月に社会保険診療報酬支払基金へ支払うために崩したものは反映されておられません。

○岸本一徳 委員 含まれていない。

○健康推進部次長 その前の令和3年度末の数字になります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 いつも総務の決算のときなんかも全会計の特別会計も含めて基金の残高資料をもらったりしているのだけれども、閉会中でまたすると思うのだけれども、そのときにはそういうものもやっぱりあったほうがいいのかなというふうに思いますので、ぜひまた基金の資料もいただければなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

あんまり長くならないように質疑します。歳入はそんな感じなのですが、次は歳出も結局これ補正ですから、歳入歳出同額ですので、結局補正額は歳入も歳出も同じなのですが、補正額は一緒ですけれども、中身の内訳が違うのです。8款2項の繰出金だけ令和3年度の決算の精算ですということで、補正の理由も書いてあるのですが、そこの説明だけいただいて、私、以上で終わりたいと思うのですが、よろしくお願ひします。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 岸本委員の御質疑にお答えする前に、ちょっとイメージだけ介護保険制度の財源、収入と支出、当然同額で財源というのはあるのですが、この介護保険制度の50%、半分は公費、国、県、市町村の公費が半分を持ちます。残りの半分が保険料、介護保険料です。介護保険制度は、1号保険者と2号保険者がいて、被保険者、加入者です。1号が65歳以上の方が1号、40歳から64歳が2号になっています。残り50%分の約23%が1号保険者、65歳以上の方々が保険料、残りの約27%が40歳から64歳の方々からの保

険料で介護保険制度の全体の財源を占めています。

御質疑の予算書の10ページの他会計繰入金になります。先ほどの残りの50%の公費の内訳としては、国が2分の1で25%、県と市が残りを半分して12.5%ずつ、これはおおむねでございます、ちょっとしたずれはあるのですけれども。ということで、この予算書の10ページにあるものについては、市の一般会計のほうからそういった宜野湾市の介護保険特別会計を負担する分が来ます。決算で、この分が余ったので、今回2,991万円を一応戻すと、宜野湾市の一般会計に戻しますというのがこの数字となっております。

○岸本一徳 委員 次長、さっきの資料ですけれども、コピーしてみんなに資料で上げてくれますか。

○健康推進部次長 はい、確認して、またお配りできるようにします。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 私がよく分からないのでちょっと教えてもらいたいのですけれども、今の負担分、公費半分で保険料が半分、それは40歳から64歳として、65歳以上というふうに分かれているというのは分かりますけれども、この公費の半分のさらに半分が県と市、これは4分の1ずつになるの。

○健康推進部次長 はい。

○伊佐哲雄 委員 負担しているということになりますよね。そうすると、1ページにある一般会計繰入金の10億円余りですよ、もともとの予算がです。補正前が10億8,700万円、それに今の低所得者何とかというやつが938万4,000円補助されて、その他で10億9,000万円、これは国保でいう法定外繰入れとは別物、当たり前市が一般会計から繰り入れて負担すべきものというふうなことで考えていいですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ルール分というか、市として市の特別会計に一般会計から繰り出すルール分のものでございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 6ページの介護給付費準備基金繰入金の件なのですけれども、すみません、初めての議員なものですから、全然この部分が勉強分からずで、補正1号で1,500万円ですか、繰り入れて、なぜまた補正第2で戻すのか、なぜそういうことになるのか分からないものですから、先ほど分かりやすいようにお話ししてもらったものですから、お願いしてもらっていいですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 令和3年度の事業の決算の締めが大体8月ぐらいになるのですが、先ほど介護保険制度の財源の負担があって、2号保険者、40歳から64歳の方々については、社会保険診療報酬支払基金という社会保険のレセチェックするような団体があるのですけれども、国保でいうと国民健康保険団体連合会という国保連というのが県内にもあるのですけれども、そういうような位置づけの社会保険版の組織があって、そこが2号保険者の保険料を集めて、交付金として介護保険者に交付金を支出します。その分を決算で余ったりすると、戻すとか、足りないともたもうとかということをやりますけれども、支払期限とかがあって、先にこちらが決算締める、確定する前に、やっぱり返す準備をしないといけないということで基金が積み上がっている分から一旦活用して返す準備をして、基金取り崩した分は今回の9月議会の補正予算で一応戻すというような事務処理の手續上、そういう形になってございます。

○棚原明 委員 分かりました。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後2時31分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時32分）

○伊佐文貴 委員長 ほかに質疑はございませんか。座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 本当に勉強不足なので基本的な質疑で恥ずかしい限りなのですが、介護給付費準備基金積立金で今これだけ補正額でまた積み立てされているのですけれども、毎年それぐらい大きな金額が積立金に入ってきているものなのですか、基金残高が7億円って結構大きい金額だなと思っていて。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 座間味委員の御質疑にお答えいたします。ちょっと資料がお手元にはないと思うのですが、岸本委員のほうに提供した基金残高の一覧表というのがあるのですが、これは令和3年度までの今の実績になってございますが、例えば4年前の、平成30年度の基金残高が約4億6,500万円、令和元年度が5億7,600万円の残高、令和2年度が7億300万円、令和3年度が7億円ということで、少しずつ一応積み上がってきてございます。

福祉保健概要の7—13は、こちらにも介護保険特別会計の会計状況が一応載っておりますので参考になると思うのですが、下のほう、歳入歳出のトータルが載っております。平成29年度から令和3年度まで載っておりますが、歳出のほうが分かりやすいと思うのですが、平成29年度58億円から令和3年度64億円ということで、やっぱり財政規模も大きくなっているというのは、高齢者人口も当然毎年増えていって、介護保険の認定者数も毎年増えているということは、介護サービスが増えて保険からの支出が増えるという形には一応なっています。御承知だと思うのですが、2040年度頃までは団塊ジュニアの方々が75歳を迎えるということで、県内も高齢者がしばらく増えていくということは、介護者も増えていく見込みがあります。そういったことも勘案しながら、基金についてはある程度の余力というか、そういったものが必要かなというふうには考えてございます。

ただ、どこまで積むかとかというのはやっぱり議論がありますので、その辺は取り崩して事業に回すとか保険料を下げるとか、またいろんな手法が一応考えられますので、介護保険制度は3年に1回見直しがありますので、現在8期ということで第8期、令和3年から3、4、5が第8期です。令和6年度からが第9期ということで、9期の計画に向けて来年度、計画を策定していきますので、その中で、その辺は基金の取扱い等をどうするかというのも議論していくことを想定しています。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

（「はい」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第55号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後2時37分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時47分）

【議題】

議案第52号 令和4年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

～質疑・答弁～

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第52号 令和4年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局の説明からお願いいたします。健康推進部次長。

（執行部説明省略）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。棚原明委員。

○棚原明 委員 すみません、棚原です。いろいろ質疑を皆さんがされる前に、すみません。先ほど次長が介護保険のときもお話しされていたように、分かりやすくイメージをぜひお話ししてほしいなど、国民健康保険予算の何と申しますか、割合というのですか。

○健康推進部次長 実は国保はもっと複雑で分かりにくいのですけれども、課長のほうより少し大まかな説明をさせていただきます。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 国民健康保険の財源になりますが、財政になりますが、被用者保険などから提出される前期高齢者交付金を除きまして、残りの費用につきましては公費が5割です。残りの5割を被保険からの保険税で賄う仕組みとなっております。大まかに言いますと、今お話ししたとおりなのですけれども、その中に保険税の中に、さらに軽減措置ですとかありますので、実際の保険税負担率はもう少し低いものとなっております。非常に簡単ではございますが。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 その繰入金で1億円とかというのが、勉強不足なのですけれども、歳入欠かん補填収入というあまり聞いたことのないものが出ているものですから、そこら辺の先ほどのお話の中に入っているものになるのですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 先ほどのは国保財政の財源的な理論上の内容になっていまして、実際には保険税だけで国保財政賄うことができずに、宜野湾市のように法定外繰入金、一般会計からの繰入金を充当して財政運営に充てているところもございます。

歳入欠かん補填収入につきましては、今回、5月の臨時会にかけまして、前年度に歳入が不足した分をほかの財源で賄うことが国、県の取決めとか、もしくは保険税などで充てることができない分、不足分を歳入欠かん補填収入として入れて補正予算の編成に当たっておりますので、実際には歳入欠かん補填収入分はこ

の時点での国保の赤字分ということになります。

○健康推進部次長 ちょっと分かりやすく、単純なイメージなのですからけれども……

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時57分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時01分)

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 では、いただいた補正理由のほうからまず聞きたいと思います。歳入の4款の県支出金です。補正額13万2,000円と小さいのですけれども、未就学児均等割保険料軽減のシステム改修費市町村負担分の補助ということで、システムを改修するための補正額13万2,000円なのですからけれども、これ総額でいいのですか、この13万2,000円というの、これ何か負担金、分担金、それからリース代とかそんな感じで受け取ってよろしいのですか。ちょっともう少し説明をいただけますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 このシステムなのですからけれども、国保情報データ別システムといいますけれども、国保連合会のほうが所管しております、こちらのほうでベンダーさんと契約をして、法改正があった場合の改修などを対応しているのですけれども、こちらは分担金となっております、沖縄県内の全市町村で按分してお支払いする額となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 作業的にだけけれども、このシステムを使ってどういうことをやるのか。例えば、これ他市の例なのですからけれども、未就学児均等割保険税軽減分の繰入金を保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)から未就学児均等割保険税繰入金へ振り返るためとかという、そういうときにこのシステムは使うということなのか、何か特別にシステムを使ってそういう作業をしなければならないとかというふうなことなのかどうか、もう少し御説明いただけますか。

○伊佐文貴 委員長 庶務係長。

○国民健康保険課庶務係長 御質疑にお答えします。未就学児に係る均等割額の軽減措置といいます、今年度から、令和4年度から始まった制度になりました、保険税の仕組みとして大まかな所得割、均等割、平等割、3つございまして、その中の所得は関係せずに、1人当たり幾らという均等割というのがございまして、この均等割の金額が6歳児未満の被保険者に対しては半額にしますよという制度になっております。保険者からすれば要するに半分になってしまうので、これまで取れていた保険税が目減りしてしまうのを国からの繰入金という形で交付をされるのですけれども、国、県に負担金なり補助金なりを申請する場合には、ちょっと特殊なシステムといいますか、連合会が管轄するシステムを全41市町村使っております。もう本当に全く同じシステムなのですからけれども、それで制度の改正をして、この大本のシステムを改修する場合というのは、当然それを使って41市町村も負担金を出してくださいということで、今回13万1,000円計上しております。

このシステムは、もう先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、被保険者に対しての軽減の計算をかけるものではなくて、あくまでも市町村が国にこれだけ減ったので、これだけ負担金をくださいという交付

申請をするためのシステムでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これも厚労省の資料ではないかなと思うのです。子供にかかる国民健康保険料等の均等割額の軽減措置の導入ということで、国民健康保険制度で現状及び見直しの趣旨ということでさっきお話ししていた応益分で均等割、平等割、それと応能分で所得割、資産割に応じて設定される。その上で、低所得世帯に対しては応益保険料の軽減措置7割、5割、2割軽減が講じられている。子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として国保制度において子供の均等割保険料を軽減するという資料を頂いているのですけれども、この次のページには、財政運営の都道府県単位化の趣旨の進化を図るために、国保運営方針に基づき都道府県と市町村の役割分担の下、さらなる取組を推進することが必要ということで、法定外繰入れ等の解消や保険料推進の統一に向けた議論について、その取組を推進する観点から、都道府県、県国保運営方針に記載して進める旨を位置づけるというふうなことで、これそういう資料になっているのですけれども、まさにそのことを言っている資料なのかどうなのかということを確認したいのですけれども、ちょっと見てもらえますか。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時07分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時08分)

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。この資料に書かれています未就学児に係る均等割保険料につきましては、先ほどの補正予算の改修のものと同じようなものになります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 了解です。その確認をしたかったです。分かりました。

あと、それから歳出のほうになりますけれども、1款2項1目の01の説明の中で、国保標準システムに係る印刷製本費だというふうな説明の仕方があったのですけれども、この標準システムって何ですか。そもそもそのことがよく分からないのですけれども、説明していただけますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。標準システムなのですけれども、全国的に現在、国民健康保険財政都道府県化が進められている中で、このシステムの標準化により全国的にサービスの均一化等を図るために同時に進めているものでございます。

○岸本一徳 委員 あまり意味が分からない。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時11分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時11分)

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 要は、何というの、いわゆるシステム化するものというのは、これは全国一律のシステム

をつくっていくために、この部分もあるのか、それとも国から管理をしていくためにというか、さっきは補助金の申請に使うとかというシステムもあったではないですか。この場合には、どんな効果や意味があるのという説明をしていただいたほうが分かりやすいと思います。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時12分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時12分)

○伊佐文貴 委員長 給付係長。

○国民健康保険課給付係長 お答えいたします。この標準システムについてでございますが、国が導入を推進しているシステムでございますが、ざっくり言いますと日立さんがつくっているアドワールドというシステムになります。現在、宜野湾市においては、全庁的にアクロシティというG c o mホールディングス社が作ったシステムを導入しているのですけれども、国が国保については標準システムの導入を推進しているということです。現在使っているシステムから日立さんのシステムに入れ替えるということにはなるのですけれども、これによるメリットでございますが、今、各自治体ごとでシステムを入れておりますので、先ほどありました国保の制度の改正とかがありますと、各自治体独自でシステムを改修していかないといけないということがございまして、それなりに自治体ごとで費用がかかっていくというデメリットがあるのですけれども、標準システムは国が主導して進めておりますので、制度改正によるシステム改修費ですとか、そういったものは全部国のほうで費用を負担するということがございますので、国保事業運営に係る予算の圧縮ですとか、そういったところが図られるというところで、国のほうで導入が推進されているという状況でございます。以上でございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりやすかった。ありがとうございます。ただ、ベンダーさん違うと、メーカー違うと、やっぱりここは国が作っているシステムだから、そこに入るだけでいいということ。普通だと、うちもパッケージ使っているではないですか。そこを改修したりなんたりするにはやっぱり金がかかるわけだから、ベンダーさんに金を払わないといけないわけだから、そこはやらなくても大丈夫なの、それとも国がちゃんと予算措置をしますよというふうに、そういうことになっているので、ここら辺の説明がなかった。

○伊佐文貴 委員長 給付係長。

○国民健康保険課給付係長 今、御質疑ございました導入に係る経費の観点でございますが、令和5年4月1日までにこのシステムを稼働させるということであれば、国のほうから10分の10、全額補助が受けられるということで、宜野湾市も今、現在進行形で作業を進めているところでございます。

ベンダーさんとの絡みの件なのですけれども、令和5年4月1日まで、今年度中に県内7自治体が導入をするということで作業を進めているのですけれども、それぞれの自治体で現在使っているシステムのベンダーさんはちょっと様々なのですけれども、自分たちのベンダーさんとは別に、先ほど申し上げたのですけれども、日立さんが大本のベンダーになるのですけれども、沖縄県においては国保連合会のほうでクラウドのほうを構築しておりまして、クラウドの構築作業を日立さんが行ってもらっているところでございます。我々の現在のシステムのベンダーさんは沖縄行政システムさんになるのですけれども、沖縄行政システムさん

と連合会がお願いしているベンダーの日立さんと調整をしながら、システムの改修を現在進めているという状況となっております。以上です。

○岸本一徳 委員 少し理解が進みました。ありがとうございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 資料から見ても、まだ触れていないところがありまして、予算書の10ページですか、前年度繰上充用金なのですけれども、先ほど伊佐次長から予算の言い方で歳入欠かん補填収入のお話がありましたけれども、これ歳入が見込めないお金でありますよと。ではそのお金どこから持ってくるのですかということを含めてちょっと分かりにくいと思うので、再度この10ページの繰上充用金のことも含めて分かりやすいように説明をお願いいたします。

(「休憩をお願いします」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時17分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時24分)

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ありがとうございます。復習いたします。この予算書にある歳入欠かん補填収入、歳入が見込めない数字を今の説明では翌年度の予算から今回の繰上充用金は令和3年度の国保特別会計のほうに6億3,000万円持って行って運営しているというふうな理解でよろしいですか、最後に。

○伊佐文貴 委員長 庶務係長。

○国民健康保険課庶務係長 先ほど伊佐次長の説明で大まかであったように現時点の赤字として6億3,000万円というお話だったのですけれども、今回、9月補正で1億円以上繰入れしていますので、9月の承認にいただいた場合には、さらに1億円減って5億3,000万円が歳入欠かん補填収入ということで、実際の赤字額になります。以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今聞こうと思いました。ありがとうございました。

では、歳入欠かん補填収入の5億3,000万円が、今の実際の累積赤字という認識でよろしいのですか。去年の3月の特別会計の年度初めのほうでは、11億数千万円ぐらい累積があったと思うのですけれども、この1年間で6億円改善したというふうな私は認識でよろしいですか。確認です。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 はい、その通りです。

○山城康弘 委員 以上であります。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今の話、とてもいい情報ではあるのですけれども、そういうときにはかなり累積赤字が減ったというふうな喜ばしいことである。これどういう効果でもってこの数字になったのかというところをまた御説明いただけますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 令和3年度が、先ほど山城委員がおっしゃったように赤字の額が累積で11億円余り、約12億円あったのですけれども、令和3年度に法定外繰入金の7億5,000万円計上しておりますので、その分赤字が縮小したと見られております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 要するに法定外を追加してこれだけ減っただけで、要は国保財政の基本的な収支の改善にはつながった結果、そういった減額になったというふうな、何というのかな、自助努力によってこれが減ったということではないということですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。令和3年度におきましては税率の改定なども行っておりませんので、やはり直接的な影響は法定外繰入金によるものでございます。法定外繰入金を入れたことにより、累積赤字が下がって、解消しております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 先ほど次長説明で、要はバランスを取るために税を上げれば、当然バランスが取れていくのだけれども、それはそんな簡単な話ではないというふうなことです。だから今年度、税制改正、税額とか上がったということではあるのだけれども、これで上げた効果、よく分からぬけれども、何%なのか、幾らなのか、金額で示せるのか、要は将来に向けて単独、独立採算でやっていけるというふうなレベルに持っていくには、例えばどのくらい上げなければいけないのかなというふうな目安というのは、大体金額で、あるいは割合で示せるものですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 令和4年度の税率改正についての影響額でございますが、税の改定によりまして約2.2億円の増額、収入の増を見込んでおります。先ほどおっしゃったように、いまだ県のほうで実際に黒字化になるような標準保険税率が示されているのですけれども、そちらとの乖離はまだありますので、これを標準保険税率まで近づけることが国保財政の黒字になるためには重要になっております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 では、税収を増やすということに関しては、割と限界があるわけですね。それは普通に考えてそうだと思うのですけれども、であれば一方で出すところ、歳出のところを抑えるというのを並行してやっていかなければいけないと思うのだけれども、たしか今年度の特定健診受診率向上事業の中で御褒美というのですか、3,000円の商品券の配布がありますよね。その効果というのは、もうそろそろ4月から始まっているはずなので半年、その補正等とは関係ないかもしれないけれども、将来的には出ていくものが減っていくというふうな、そういった取組というのは。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 前年度の12月に、先ほど国民健康保険課長のほうから触れられました税率改正を行いました。どうしても収支のバランスを取るために少しずつ税率が、やっぱり負担を市民の方に、国保加入者の方によってしていただかないといけないということで、議会の皆様に了承もいただいてやってはいるのですけれども、税率改正を行ったわけですが、では歳入の部分だけでいいのかという、やっぱり出る部分の歳入の伸びを抑制する対策も必要ではないかという議論も同時にありましたので、そこは健康増進課のほう

で、まずは何をすればいいかということで、宜野湾市の特定健診の受診率が長らく最下位であるという現状を踏まえまして、市民の国保加入者の方々に、特定健診の対象者の方々にまずは健診を受けていただく環境をつくっていくということで、それは受診率が今大体約30%前後でずっと推移しておりますので、まずは受診率の目標を最終的には50%まで3年かけて上げようということで、今受診率の目標を立てております。

そのためには、受診した方全員に、3,000円の商品券を今年度から受診者の方々に対して配布するという特典事業も行っておりますので、受けていただいた上で、自身の健康に関する項目をチェックしていただくことによって、まず自分の健康状態をチェックしてもらう。その後、特定保健指導、課題のある方々については、重症化しないように市の保健師のほうが保健指導などの事業で、また市民の方々に健康に対しての助言等を行っていくというようなことを今後やっていく予定ですので、これがでは3年後に50%になったからといって、すぐ財政の伸びが抑制されるかということ、短期的な効果としてはなかなか上げることは難しいかと思うのですが、まずはその足がかりとして健診を受診していただいて、健康に関心を持っていただくと、宜野湾市の保健事業、健康教育事業も行っていくことによって、市民の皆様健康に関する運動とか、食環境とかのそういった整備等も一緒に行っていくながら、行動変容を促していこうという取組をこれから事業としては行っていく予定になっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 補正と違う話になって申し訳ないのだけれども、まず本来、国保の特会で支出は医療費でしょう、市民の。だけれども、被保険者は全市民の大体3割ぐらいた、世帯も。被保険者数の世帯も少しずつ減ってきている。だけれども、医療費は減らないですよ。でも、この国保の特別会計で対策ができる、今言った特定健診、これ国民健康保険特別会計の中に入っているでしょう、対策費というか。これ昔は、私が以前、1期目のときにはなかった、全く何もなかった。対策費は全部一般会計で総務常任委員会でもしか審議できなかった。ここはお金出すだけ、そういう審議をするだけで、対策費は特定健診が入ってきたので、たまたまそういう保健事業というのも本来はあれでしょう、医療費を抑えていくための対策費、こっちも。

介護なんかもそうだけれども、地域支援事業の予算かけた分だけ効果が出たの、保健事業や特定健診だけで解決できるような話ではないと思います。まずは重症化させないとかあったでしょう。大きい医療費がかかる病名とか病気に対して、どう対策をしていくかというのが、前にこの委員会でもよくあったのだけれども、人工透析とかいうのを抑えるためにどうしたのか、要するに成人病対策ですよ、そういうもの。今度は、玉城課長、もっとがん検診に力を入れるべきだと僕は思う。がんのほうで医療費としては出ていっている数字が大きいと思います。1人当たりの、実際に重症化した場合に。要するに早期発見、早期治療すれば、それは抑えられる可能性もあるけれども、私、資料もらっているけれども、毎年がんで亡くなる人というのは減らないです。何によるかといったら、やっぱり受診率に正比例していると思うのです。早く検診を受けて分かっていたら治療もできたのに、重度化したらできないという、そういう悪循環が少しあるような気がする。

この保健も国保だけではない、市民は社会保険に入っていらっしゃる方も。社会保険に入っている方はほぼやめないのは、病気しないからやめない。健康だからという、そういうことで、むしろ国保に入ってこないほうが財政的にもよくなっていくものだろうと思うのだけれども、全然それは好転していないわけだか

ら、もっと今言う医療費というのは、病気に特化した対策みたいな、がんとか。前に、もう退職した保健師の課長がいたけれども、仲里美智子課長がいたけれども、あの人の下で、がんで国保から、国保だけしか医療費の算出はできないわけ。ほかの社会保険のやつはデータとして入らないというのです。だから全市民を対象にがんにおける医療費の把握ができないのですけれども、できるようにしないと皆さんは、根本的にはもっと医療費の対策というのがもう少し力入れるべきなのではないのかなというふうに、要するにデータヘルス計画とかいろんなことをやっても、あれ読んでも難しくて僕なんか分からないのだけれども、とても難しい対策やっているけれども、本当に効果が出るのかという単純に医療費が下がればいいのですという話なのです。

だから決算のときには、そういう話ができるように皆さん説明してもらいたいなというふうに思うのですが、恐らく今言っていることはそれなのですよ、みんな。医療費をどうしたら抑えられるか。だって支出を抑えるというのは、医療費を抑えることしかないですよ。役所の職員の人件費を抑えたからって、こっちが変わるかといったら変わらないですよ。そういうものだと思いますので、だから決算のときにもそういうことも含めて、医療費がどんなふうになっているのかという、難しいこと書かないで、がんでこれだけ医療費かかっていますとか、そういうふうにやってもらったら、みんな話がしやすいと思う。提案も提言もやりやすいと思いますので、皆さんにとってはうるさいかもしれないけれども、そういう点をお願いしたいなというふうに思います。どうでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 岸本委員の御質疑が、御意見になるかと思うのですが、一つは、国保の加入者だけではなくて、いろいろ社会保険、宜野湾市民全般ですよ。保険というのは、結局、私たちが今対象者として見られるのが宜野湾市民の中で国民健康保険対象者の方々のデータしか管理できないというのが一つの大きな課題にはなっているところですので、それを今、県の動きとかですが、協会けんぽの方とか健康保険組合、共済組合の方々のデータが、そういった全体で見られるような会議をつくろうという取組は今県のほうで進めているところではあるのですが、やはりそれぞれ保険者間の課題があって、個人データとか個人情報共有とかにも課題もありますので、なかなか進んでいない状況がありますが、それを進めていこうという動きは今あります。

私たちが今できることについては、宜野湾市民の方で国民健康保険の対象者の方々のデータというのは、国保データベースというこのデータベースの中で把握することができますので、そちらについてはまた市民の皆様にお伝えすることはできるかと思っておりますので、御提言として受け取って、あとそういったデータの整理も今後して、情報共有してまいりたいと思っております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ついでで申し訳ないけれども、さっき委員長にも言ったのだけれども、国保の運営協議会ってもう終わったの、終わりましたか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 本年度は、まだこれから開催です。

○岸本一徳 委員 まだやっていない、これから。現議長の呉屋等議員が、令和3年12月10日提出のこの資料、運協、これ終わらないと、この資料というのはもらえないのだよ。

- 国民健康保険課長 本年度の。
- 岸本一徳 委員 そうそう。
- 国民健康保険課長 はい。
- 岸本一徳 委員 これからなのですか。
- 国民健康保険課長 これからです。
- 岸本一徳 委員 これから運営協議会。すごい資料ですよ、細かくて。
- 健康推進部次長 決算の実績ですよ。
- 岸本一徳 委員 だと思います。これ12月10日に……

-
- 伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時44分)
 - 伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時44分)

-
- 伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。
 - 山城康弘 委員 委員長、いいですか、最後1点だけ。資料請求なのですけども、先ほど伊佐哲雄委員たちがおっしゃっていた次年度以降の税率も含めて、当局が今計画書出している第2期国民健康保険財政健全化計画がありますから、その資料を委員に全部配っていただけたらと委員長のほうからお願いいたします。
 - 伊佐文貴 委員長 それでは、ただいまの資料の提出どうでしょうか。国民健康保険課長。
 - 国民健康保険課長 提供してまいりたいと思います。
 - 山城康弘 委員 以上です。
 - 岸本一徳 委員 今あるの第2期だよ。
 - 伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。
(「はい」という者あり)
 - 伊佐文貴 委員長 審査中の議案第52号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
(「異議なし」という者あり)
 - 伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

-
- 伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時45分)
 - 伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時47分)

-
- 伊佐文貴 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。
(「異議なし」という者あり)
 - 伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時47分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後4時00分)

【議題】

議案第56号 令和4年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

～質疑・答弁～

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第56号 令和4年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の御説明からよろしくお願ひいたします。健康推進部次長。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 5ページの2款4項1目の歳入、繰越金、令和3年度決算による余剰金という説明だったと思うのですが、これ国保とか介護の繰越金というか、余剰金とは全然違うでしょう、意味が。これ後期高齢者医療特別会計というのは、この決算をした後、余剰金が出ました。どこかに積み立てて貯金をします。積み立てますということができるのか。できるか、できないか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。剰余金については、積立てはやらないようになっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ということは、一生懸命努力して余剰金もつくったとしても、それは自分たちが使える財源にはならないということ、宜野湾市の高齢者のために使えるお金ではないということ、ちょっとそこら辺の説明をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今の御質疑なのですけれども、後期高齢者医療制度につきましては保険者が後期高齢者広域連合になっておりまして、宜野湾市のほうから徴収等、地域の身近に行われる給付等のサービスをした場合、徴収業務は窓口として宜野湾市が行うのですけれども、実際に収納した保険料などは全て広域連合のほうに納付して、広域連合が主体に事業を行っておりますので、そちらのほうに余剰金等が残るような仕組みにはなっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 イメージとして宜野湾市で例えば努力をして医療費を抑えましたとか、保健事業をやって、みんな元気な高齢者になっていきました。そういう面で、いわばできた予算とかいうものは、これ考え方としては、この会計はあり得ないということですね。例えば保健事業に使うとかワクチンもただにして、宜野湾市の75歳以上の方々にどんどん使わせることができますとか、それからグラウンドゴルフ場とか、パークゴルフ場をいっぱい造って、そういう健康づくりを宜野湾市がやっていますという、これが一般会計だったらすぐできるのでしょうかけれども、そういうことはできない会計ですよという確認をしたいのです。

(「ちょっと休憩して」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後4時08分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後4時10分)

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 後で、ちょっと。この後期高齢の会計で、令和3年度の歳入歳出差引額から出てきたのがこれ繰越金になるのですか。この額が、令和3年度の歳入歳出差引額ということで理解してよろしいですか。

○国民健康保険課長 おっしゃるとおりです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それは何で、例えば3,287万円、これだけ毎年、繰越金で入ってきたら、この分保険料を安くしてもいいのではないかと単純に思うのだけれども、そういう扱いはできないわけ。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今、岸本委員のおっしゃった3,287万1,000円の部分なのですけれども、それは収入から支出を差し引いた余剰金というふうになっているのですけれども、この中身につきましては、先ほど次長から説明ありましたように、令和3年度の出納整理期間は令和4年の4月、5月に収納した後期高齢者医療の保険料の分が含まれておりまして、本来、出納整理期間まで収納業務を行うわけなのですけれども、実際それを広域連合のほうに市から納めるときに、3月を過ぎていますので、年度末を超えていますので、支出することができずに、年度を超えて令和4年度になってから支出をして広域連合に納めるという形になっております。

○岸本一徳 委員 分かりました。決して使えるお金ではない。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後4時13分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後4時14分)

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 では、最後にもう一点だけすみません。後期高齢者医療特別会計というのは、宜野湾市がこれだけ頑張りましたとかというのは、作り出す、生み出すための会計ではないということが確認できました。けれども、75歳以上の高齢者の先輩方は、保険者が広域連合であったとしても、市民ですから、それで福祉保健の概要にも最初、広域連合に行ったら人間ドックもない、自分たちは人間扱いもされていない、健診も何もないというのから始まったのですよ、最初。この福祉保健の概要を後期高齢者医療というのは介護保険よりもスタートは遅かったですよね。平成20年代くらいかな。

○国民健康保険課長 平成20年です。

○岸本一徳 委員 ということで、結局、お年寄りの医療費を私たちが把握をして、対策をしなければならぬ。それからまた、お年寄り特有のお亡くなりになるときには、大概肺炎で亡くなる率が多いとかという

ことで、様々ワクチンの接種とかいろいろありましたよね。インフルエンザ対策も広域連合でやったりしましすけれども、そういうことをやっぱりしっかり広域連合が保険者といっても、主体は向こうかもしれないけれども、実際に市民のことを考えて健康状況や、それから医療費のこととかというのを心配していくのは、宜野湾市の行政である市役所がちゃんとサポートしていかなければいけないという部分から、この福祉保健の概要の医療費とかというのをちゃんとデータとして載せて、どういう対策をしていくべきなのかというふうなことをやるべきではないのということで、それから掲載が始まりましたけれども、私はそういうことを指摘させていただきました。

だから75歳以上の先輩方の健康をしっかり管理していくというのは、これは市民ですから、実際は、今いっらっしゃらないですけれども健康増進課が主管課でやっていく、そういうものだというふうに思いますけれども、できるだけそういう病気に対する、それからワクチンとか予防接種とかというふうなことをしっかり広域連合のほう、恐らくそういう保健事業や、それからまた地域支援事業を見ながら、そういう対策を使ってここをやっていかなければいけないというふうに思うのですけれども、それをいち早くやっぱり取り入れていくという、全部横並びで広域連合が全ての市町村全部やってくれるのだったらあれですけれども、自主性に任せますってそこだけはそういうふうにしてやって、全部保険料でも何でも吸い上げられるのは全部吸い上げていくというような現象にしか見えないものですから、そこはちゃんと医療費が高いところとか、恐らくいろいろあると思います、データの的には。それをやっぱりきちんと対応していく、そういうことは本来であれば保険者がやらないといけないわけだけれども、宜野湾市もそこは同じようにダブル保険者みたいな形で、国保と同じように県と市と一緒に今ダブルで保険者です。そういう観点からの対策をしていかなければ、この後期高齢医療制度というのは、僕はよくなっていかないものだというふうに思っていますけれども、この辺についてはどうお考えなのか、どういう視点でそういう対策をしているのかということをお説明していただければありがたいです。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○国民健康保険課後期高齢者医療係長 そうですね。今、岸本委員のほうからお話のあった、以前はおっしゃるとおりで、75歳以上になりますと医療制度の保険者が代わるということで、継続的なお一人の被保険者に対しての継続的な保健事業というのがなかなか難しい状況がこれまではあったということですが、ただやっぱりそれは健康管理というのは、結果的に支援する必要もあるし、それはやっぱり保険者である広域連合のほうで全てをするのはなかなか難しいというようなことがあって、令和2年度から実施できるようにはなったのですけれども、今一体的実施事業ということで、保険者で本人に関わりが途絶えないように、広域連合から市町村への委託を受託するような形で後期高齢の方に対する保健事業の取組というのを本市でも令和3年度から広域連合と企画して実施をしています。

取組としては、健診を受けた方については、その健診結果からリスクの高い、今後重症化しそうだという方についての個別の訪問であったり、あとは医療機関へのつなぎですとか、必要なサービスへの接続を促したりというようなことですか、あとは特定健診のほうも同じなのですけれども、長寿のほうも健診の受診率が本市は低い状況でして、受診率の向上の取組というのも特定健診と併せて、介護長寿課、それから健康増進課、私たち後期高齢者担当と連携しながら実施をしているところです。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 6ページの歳出、後期高齢者医療広域連合納付金の約3,000万円について少しお伺いしたいのですが、当初予算の10億7,000万円余りから約3,000万円増額で来ていますけれども、これ要因として何が考えられるのか、ちょっと中身、収納率がアップしたのか、あるいは対象者が増えたのか、あるいは軽減の割合の変更があったのか、いろいろな原因が考えられるのですけれども、その辺ちょっと収納率がアップして、当初予算から見積りした予算が約3,000万円上がっているというのは、その要因というのは中身の説明をお願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○国民健康保険課後期高齢者医療係長 実は、今回、出納整理期間分の徴収した保険料が3,061万円ということですが、昨年度と比較すると140万円ほど下がってはいるのです。例年4月、5月の出納整理分というのは、おおむね3,000万円から3,200万円ほど収納してはいます。ただ下がったから、では収納率が下がったのかということ、現年度の収納率としては昨年度より0.27%上がっている状況です。ですので、対象者が増えたというか、この時期に徴収、収納してきた保険料が、本年度は昨年度より少なかったということ、必ずしも対象者の数と比例する内容のものではないといえますか、当然4月、5月に入ってくる分というのは、本来、納期限を過ぎたものではございますので、滞納に対して入ってくるタイミングが4月、5月になったものが、去年よりは少なかったというものです。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、これは毎年度出納整理期間中に、皆さんがもともと見積りした金額からのものというのは、このくらいの誤差が出てくると。ですから、要するに滞納している人たちの中にはいらっしやいますけれども、要は皆さんが想定していたよりは滞納がなかったという表現でいいのですよね。そういう考え方、逆の考え方もありますか。要するに3,000万円多めに納付しないといけないということは、納められているということではないですか。ですよね。当初予算と3,000万円差額があるというのは、当初の見積りよりか滞納している人が逆に少なかったという、みなさんが例えば100名で予定しているのが、100名納付していない人がいたとしたら、120名は納めているのだから、毎年度、見積りの中にこのくらいの誤差が余裕を持ってやってきているよという我々認識でいいのかな。

○国民健康保険課後期高齢者医療係長 今の当初予算に対してというのは、出納整理期間の……

○山城康弘 委員 今年の。そうか、これ比較あれなのだね……

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後4時24分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後4時25分）

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

（「はい」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第56号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後4時26分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後4時27分)

○伊佐文貴 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次は10月11日午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後4時27分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和4年10月11日（火）2日目

午前10時00分 開議

午後 2時10分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	伊佐 文 貴
委員	棚 原 明
委員	座間味 万佳
委員	伊佐 哲 雄

副委員長	屋良 千枝美
委員	松田 朝 仁
委員	山城 康 弘
委員	岸本 一 徳

○欠席委員（0名）

○説明員（6名）

福祉推進部 福祉担当次長	島袋 喜美恵
児童家庭課 児童家庭担当主幹	棚 原 佳 乃
子育て支援課 課 長	浜 里 郁 子

福祉推進部 こども政策担当次長	津波古 良幸
児童家庭課 課 長	玉代勢 桂
子育て支援課 こども政策係長	普久原 朝亮

○議会事務局職員出席者

主 事	伊佐直樹
-----	------

○審査順序

陳情第 5号 母子生活支援施設設置について

陳情第 7号 令和5年度福祉施策及び予算の充実について

認定第 2号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第52号 令和4年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第55号 令和4年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第56号 令和4年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

請願第 1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願

陳情第 1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情

令和4年10月11日（火）第2日目

○伊佐文貴 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

陳情第5号 母子生活支援施設設置について

○伊佐文貴 委員長 陳情第5号 母子生活支援施設設置についてを議題といたします。

質疑に入る前に、事務局より陳情書の読み上げを行います。お願いします。

（事務局朗読）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。棚原明委員。

○棚原明 委員 この陳情を受けて皆さんの見解といたしますか、考え方といたしますか、まず聞きたいのですが、すみません。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 おはようございます。御質疑にお答えいたします。この施設につきましては、平成20年頃に必要性や他市の施設の状況等、また県内中部地区での広域設置や広域利用についても調査研究を行いました。財政面や単独設置は困難、広域設置も制度上困難であった経緯がございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 ありがとうございます。では、すみません。平成20年に一応これに関して検討はしてみたということで、単独設置、財政面だとか単独事業としてといたしますか、それは困難だということですね。分かりました。

この陳情の理由の中に、人口10万人を超える市町村にはということなのですが、これは国が定められていることになるのですか。10万人以上は、そういう施設が、すみません。ちょっと調べてこれなくて申し訳ないのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 陳情の中には10万人を超える程度の設置がないという形で表記をさせていただきますけれども、やっぱり10万人を超えたら設置をしなければいけないというような規定は多分ございません。

○棚原明 委員 そうなのですか。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 まず、陳情の趣旨の1行目に貧困や母子家庭の自立を支援する施設とございますけれども、その陳情者の施設というものはどういったことを指しているのかという点がちょっと分からないので、平成26年には子どもの貧困対策事業として10億円ぐらいの措置がされていると思うのですけれども、そこで子どもの居場所とか母子家庭に対する手厚いサービスが行われていると言っているのです。現在、子どもの

居場所とかそういった施設が何か所あるのかというのと、この子どもの居場所以外の性格を持つ施設があるのかをお伺いしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答えいたします。まず、お一つ目のどういった施設なのかという御質疑ですが、こちらに関しましては母子の方が、お母さんとお子さんが生活をするために入居してくるところがありまして、本当にイメージ的にはアパートみたいな、一棟のアパートみたいなイメージになりまして、1階に母子の支援員さんが常駐をしております。上階のほうが各母子世帯の居室になっておりまして、普通のアパートみたいな感覚で2DKとかそういった感じのお部屋が準備されております。そこで生活をされていく中で、母子の方々も今の現状では、地域で自分たちだけで生活していくことがちょっと困難な方々が入ってきますので、支援員の方が生活指導であったりとか、あとはお子さんの相談であったりとか、お母さんのお仕事の就労相談だったりとか、そういったことを聞きながら、市の支援事業であったりとか、県の支援事業であったりとか、ハローワークの支援事業であったりとか、そういういろんなサービスを活用しながら母子を支援していきまして、最終的には母子の方々、施設を出られて、地域で自分たちだけで生活していくように力をつけていただくための施設になってございます。

ですので、お二つ目の御質疑の生活困窮者自立支援事業の中でおっしゃっているそういった事業もいろいろ母子の方々にとっては、やっぱり居場所とか、そういった活用ができる事業となっておりますので、そういった事業を活用しながら自立につなげる施設となっております。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 平成20年頃に検討してみたという答弁がありましたけれども、貧困対策事業が沖縄県に設置されて、それからスタートしたと考えてもいいのですか。このアパートの支援員、1階について母子をサポートしている施設をいつ頃から始めていたのか、何件くらい宜野湾市にはありますか。

○伊佐文貴 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 回答いたします。平成20年頃より検討してまいりましたのが、宜野湾市でも設置できないかというところを検討してまいりました。沖縄県内には施設が他市に3か所ございますので、他市の状況や利用率等を確認しながら、調査研究をしてまいってきたところです。

(「3か所」という者あり)

○児童家庭課長 3か所ございます。県内に、他市に3か所ございます。那覇市と浦添市、沖縄市に1か所ずつ、合計3か所ございます。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 重複しますが、棚原委員が先ほど御質疑した件ですけれども、これは今設置されているということですね、3件は。宜野湾市にはないと考えていいのですか。宜野湾市にはない。今後、棚原委員が言ったみたいに、これと同様な施設を造ろうという気はあると考えていいのですか、これを踏まえて。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 実は、平成28年より施設の建設ではなくて、宜野湾市が借り上げたアパートにそういった方たちに入所していただいて、自立に向けた支援を行う事業を開始いたしました。4年間実施をしま

したけれども、入居希望者が少なくて、令和元年度に終了したという経緯もございます。

○松田朝仁 委員 令和元年に終了。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 陳情書の中に沖縄県の子供の貧困率は29.9%で、全国平均よりも高いというふうに書いてあるのですけれども、これが宜野湾市はどうなのかというところと、先ほどおっしゃっていたのですけれども、借り上げたアパート、4年間実施して、令和元年に終了した。利用者が少なかったということなのでも、そのときの周知とか方法というのはどういうふうにして行ったのか、周知が行き届かなくて利用者が少なかったのかとか、貧困が多いという中で、また母子生活支援センターでDVなどの被害から逃れてきた方が一時的に住まわれるという性質を持っていると思うのですけれども、宜野湾市もDV被害者が多いというふうには聞いているのに、それでいて利用者が少ないというこの理由というののちょっとお聞きしたいと思うのですが、お願いしてもよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 お答えいたします。本市の貧困率の御質疑でございましたけれども、本市の貧困率については担当部署が福祉総務課のほうになっておりまして、ちょっと今こちらにつきましての即答はしかねるので、申し訳ございません。

2点目の周知方法、希望者が少なかった理由なのでも、考えられることは、そもそもの転居費用、市が準備したアパート、そこに転居してくる費用が出せなかったりとか、子供が転校しないといけなかったりとか、あと間取りが好みの間取りでなかったりすることがちょっと考えられます。この間、低所得者向けの居住確保、貸付けや支給やハローワークと連携した就労支援事業も実施するなど、必ず転居しなくてもいいような支援、相談が可能となっております。

(「周知方法」という者あり)

○こども政策担当次長 周知方法につきましては、窓口で相談する際やホームページ等での周知をやってまいりました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 児童家庭課の方がいらっしゃっているのですけれども、私が勉強不足なのかなとちょっとお聞きしたいのですが、母子生活支援は先ほど言ったように子どもの居場所でもあるし、女性が自立するためのものなので、就労支援とかも含めてやっていらっしゃるという認識で大丈夫でしょうか。児童家庭課のほうでやっていらっしゃるという認識でよろしいですか。なので、子供だけの問題ではなくて、女性も大きく関わる問題の一種になっているので、もっと大きな広い視点で見て、設置する方向に持っていけるような可能性ってありますか。

今、費用面とかほかに低所得世帯コロナも含めてですけれども、アパートの費用とかというところで助成金のほうが出ていると思うのですけれども、それ以外にもやっぱり母子生活支援、私のほうも3年ほど前に県内3か所あるというところ、2か所は視察に行かせていただいているので、その必要性というのは感じているのですけれども、もし宜野湾市でそれを設置する、したいといったときに、どういった方向性を考えれば、それを設置する方向に持っていけるのかなと思っていて、市として設置する方向に持っていくという考えなのか、利用者が少ないから今はいいやというような考えでいらっしゃるのかというのをちょっとお聞き

したいなと思っているのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 お答えいたします。現状、少し前にこれに代わる、施設を設置するのではなくて、借り上げをして、これに代わるような事業でちょっと配備をさせていただいてきた経緯がございます。これはもちろん救助的なものもあったものですからそれで対応させていただいたのですけれども、今委員おっしゃるように、こういった施設を今後市としての方向性、どのように考えているかという御質疑ですけれども、当初やはり費用的なものがベースとしてございますので、こういった方々、前回やったときには利用者が少なくなっていたので一旦中止をさせていただいていますけれども、まずはいきなり設置をする検討に入る前なのですが、本当は先ほどありましたけれども、周知であったりとかそういったものの評価をして、そういった前回やったような事業が継続できるのかどうなのかというところの検討をさせていただきたいと思えます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 母子生活支援施設は、先ほどもおっしゃっていたのですけれども、居住だけではなくて、就労支援であったり、親御さんたちの、家族の、親子の生活指導であったりというところで、居住以外の面もすごく大きいなと思っています。那覇市のほうは、ショートステイとか、夜の一時保育でしたり、そういうふうなものや付帯事業をやって、県からも補助金をやって、いろいろ運営をしているようなので、居住というところ以外の面も含めて、今後、一緒に設置できるようなところを相談していったらなと思っていますので、そのときはぜひ御相談に乗っていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 おはようございます。今出てきた質疑の中では、DVという、そういう問題で悩んで、結局住所も移せなかったり、子供も居場所を分からないようにしたりとかというふうな、そういう施設とも言えるのですよね。避難場所みたいな。ではない。

○伊佐文貴 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭課児童家庭担当主幹 お答えいたします。母子生活支援施設自体は、DV避難者のためのものではございません。

(「ございません」という者あり)

○児童家庭課児童家庭担当主幹 はい。DV避難者であれば、沖縄県の女性相談所が持っている一時保護シェルターがございますので、第一義的にはそちらに避難をしていただく形が一番適切かと思っています。この母子生活支援施設自体がそうではなくて、お母さんとお子さん、お二人だけでは生活がちょっと厳しいよ、DVではなくても、この世帯だけで地域で生活するのがちょっと困難である場合に入所していただいて、座間味委員もおっしゃられたような生活支援でしたり、就労支援も含めたことができる施設となっております。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 さっき令和元年に予算をつけていたのを希望者が少ないので、申込者数が少ないので、その事業そのものは打ち切ったような話をしていたのですけれども、そのときって始めるきっかけがあったでしょう。皆さんは、そのときは担当していなかったかもしれないのですけれども、恐らく何か理由があったは

すです。よそがやっているから、うちもやりますという話ではなくて、宜野湾市として取り組まなければならない状況があったので、恐らくやったと思うのです。次長、あれ4年ぐらい、5年ぐらいですか、継続したのは。

○こども政策担当次長 平成28年度、29年度、30年度、令和元年度、4年間でございます。

○岸本一徳 委員 4年間。

○こども政策担当次長 はい。

○岸本一徳 委員 その4年間の状況がどうだったのかというのは、皆さん把握をしているのですね。分かるわけですね。だから今、令和元年に日が沈むように、サンセットしたようなそういう説明だったのですけれども、現状としてそういう対象者というの、必要な人がいるのか、いないのか。そしてまた、宜野湾市民が移って、今言う沖縄市や那覇市やそういったところに住所が移転して、そこに移動したのか、求めて移動したのか、宜野湾市はないわけだから。その辺のことが、今説明の中ではよく分からないのです。もう少し御説明いただけますか。

○伊佐文貴 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答えいたします。先ほどのアパート借上げの事業が、平成28年度から4年間実施いたしましたところ、やっぱり最初の初年度は、施設の周知をしたら、アパートの借上げの事業の周知をした段階で、年間120件ぐらいの御相談がありました。ただ、その中で平成28年度入居されたお母さん方が5世帯になっております。前の担当者から話を伺いまして、引っ越しするお金がないですか、やっぱり校区が変わってしまうとか、あとは単純な住居、家賃補助だけでいいですというお母さんであったりとか、なので引っ越ししてまで支援をしてもらいたいというニーズを持っていらっしゃる方が、そんなに多くはなかったのかなと思います。もちろん入りたいけれども入れなかったお母さんもいらっしゃると思います、子供さんの校区の都合であったりとか。ですが、やっぱりお母さん自体のニーズのミスマッチもあったというふうに聞いております。

また、2点目ですが、その際にも他市にはきちんとした母子生活支援施設が3か所ございますけれども、基本的には、その市の住民登録があるお母さん方しか、女性しか入れないので、宜野湾市から沖縄市に入ったりとか、そういうことができない状況となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 もう一度聞きますけれども、今現時点でニーズがあるのですか、ないのですかという把握は、皆さんはちゃんとできているのですよね。だから今現在、要するに予算もついていないし、まあまあ臨時的にそういうものがあれば補正組んで、すぐぱっとやったりする可能性があると思うのですけれども、これについての見解は、次長、どうでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 資料はないのですけれども、平成30年度に沖縄県のほうが立入調査を行ったようでございます。その際にも、ちょっと人数的にはそこまで多くない結果になったようです。宜野湾市のニーズでございますけれども、宜野湾市独自でその辺の調査をやってきていない状況でございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この方から直接皆さん担当の課に、こういう陳情的な相談とかって具体的に来ています

か。議会に来ているわけですが、当局にも来ているってことになりますか。来ていない。

(「はい」という者あり)

○岸本一徳 委員 そう。

(「市のほうには来ていません」という者あり)

○岸本一徳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 先ほど実施された借り上げたアパートの4年間の記録というか、報告書などがもしあれば資料としていただくことは可能ですか。

○棚原明 委員 児童家庭課長。

○児童家庭課長 資料として差し上げたいと思います。こういった資料が必要、中身、個別の事案、案件に関する具体的な事例……

○座間味万佳 委員 そう、できれば頂ければ嬉しいです。私が認識しているニーズとちょっと差異があるような気がするので、その辺、宜野湾市としてどういうニーズとして4年間で受け取ったのかというところを確認したいなと思ったので、ぜひよろしくお願いします。

○児童家庭課長 はい、承知いたしました。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 よろしくお願ひいたします。母子生活支援センターの施設の設置をという要望なのですが、すけれども、その中で、今いろんな説明の中で理解はできましたが、最後の文章のほうに、沖縄は若年妊娠というものが全国平均の2倍以上あるということですが、宜野湾市の事例としてもやっぱり若年の妊娠というものは相談などの件数もあると思うのですが、福祉保健の概要のほうの4—6を見ても、女性相談のケースの中にもDVであったり、離婚問題であったりとか、生活困窮の問題だったりという相談はありますが、年々増えている状況はあると思います。ですから、この方が要求しております母子生活支援施設の設置というものは、早急にやっつけていかなければならない。人口のほうも宜野湾市は10万人以上増えているという中で、そういう施設が必要ではないかということの陳情であるとは思いますが、この若年妊娠というのは宜野湾市のほうでもそういう相談などはあるでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭課児童家庭担当主幹 ありがとうございます。若年妊娠についてなのですが、そちらに関しては基本的には健康増進課のほうの母子保健のほうで、こちらのほうは担当をしている業務ではございます。そちらのちょうど福祉保健の概要の8—15というところに、親子母子健康手帳の発行状況がございます。すみません。もしお手元にございましたら、どうぞ御覧ください。母子保健事業の中の8—15、親子健康手帳の発行状況なのですが、こちらが上のほうに親子健康手帳の交付状況、令和3年度がございまして、19歳以下がおおむねそれに当たるのかなと思うのですが、それが発行件数としては24件の発行だったようでございます。他市で妊娠をされて宜野湾市に転入してきた場合、宜野湾市で発行した件数だけなので、ちょっとこれだけでは正確な数字とは言えませんが、宜野湾市で19歳未満で母子手帳が発行された件数は24件だったということで御承知ください。

若年妊娠、若年妊産婦への支援についてなのですが、こちらは児童家庭課の児童家庭係のほうで、児童相

談であったり、またDV被害を含めた女性相談を受け付けてございます。先ほどの母子健康手帳の発行のところ、子育て世代包括支援センターのほうで母子手帳を発行しておりますので、そちらで若年だとか、少し妊娠を継続するには支援が必要だよねという世帯が把握された場合には、私たち児童家庭課のほうにきちんと連絡が来ることになってございます。保健師のほうから市のほうには来ることになっておりまして、そこで密な連携をしております。

こちらで若年妊娠だけではなくて、例えば精神的に不安定なお母さんだとか、ちょっと養育に関して支援者が少なく心配だわという世帯の場合にも全部私たちのほうに連絡が来ることになっておりまして、その中で、これはもう一事例ではございますけれども、今現在も進行形で支援している世帯ではあるのですが、若年で妊娠をして、パートナーがいらっしゃらない方がいて、精神的に不安定なので、そのまま御自宅に一人で置くのはねというところで、御実家も十分な支援がちょっと得られないよという場合、やはりそういう相談がございまして。そういった場合、私たち児童相談と女性相談と、もちろん子育て世代包括支援センターも含めて支援の方法を考えていくわけですが、特定妊婦としてこういう方なんかは取扱いを行いまし、要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協の中に登録をして手厚い支援をするようにしております。

もしかしたらお耳にしたことあるかもしれません。特定妊婦に関わる民間の支援機関として、琉球大学の山内優子先生とか本村先生が関わっていらっしゃる「おにわ」だったりとか、「まりやハウス風のいえ」という山内優子先生とか、また一般社団法人あるさんがいろいろ支援を広げてくださっていますので、そこでの密な連携をしながらやっております。

今、私が申し上げた方も、実際に「おにわ」に入っているんです。そこに私たち家庭児童相談員であったり、女性相談員だったり、また当然地区の保健師も一体的な支援の一員として常時関わりを続けて、民間の施設から出るに当たってどういうふうな支援が必要かということ、この方の場合、生活保護とかもかかっているんで、生保も一緒になって、ではどこにアパートを構えようか、構えた後は、どのような支援が必要なのかということも出産の前からかなり綿密に相談は会議を重ねているケースもございまして。

実際に今、宜野湾市には母子生活支援施設はないのですけれども、それに代わると言ってはちょっと語弊がありますが、きちんと相談につながった方に関しては、私たちとしてもこのような民間の施設も使いながら、また私たちの資源ももちろんフル活用しながら、支援体制を今構築しているところでございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 最後になると思いますが、こういう形で他市のそういう施設などとの連携もしっかり取られて、相談業務もしっかりなされているということですが、母子支援もそういうしっかりとケアをして、母子支援員という形でケアもなされていると思いますが、やはり他市との施設の連携を取りながら、お任せをしているのですが、そういう形で宜野湾市でもそういう施設がぜひ必要であるということは、職員のほうもやっぱり財政面が困難ということではあります、行く行くは相談業務やそういう関わりがある母子の方々が必ず増えてくるのは確かだと思うのです。そういう中で、宜野湾市のほうも施設を必要とする、施設をこれからも考えていかなければならないという時期が必ず来るとは思います、それまではやはりその必要性というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭課児童家庭担当主幹 私ども児童家庭系のほうでは、先ほど申し上げましたように相談を一手に引き受けて支援を構築していく部署になっております。当然母子生活支援施設がないから私たちとしては支援をしないというわけにはもちろんいかないですし、今私たちができる最大限のこと、またおにわだったり、まりやハウス風のいえだったり、また一般社団法人あるさんだったり、もちろんそれ以外にも民間の様々な支援団体がございますので、様々な基金を持っていらっしゃるどころとか、OK基金さんだったりとか、市内にもシェルターがございますので、そういったところと密な連携を取りながらやっていく所存でございます。

施設自体は、もちろん一番は、とにかく何度も申し上げて申し訳ないのですが、財政面でやはり一つの施設を造って、24時間職員をそこに配置をして、こういうアパート形式なものをずっと維持していくには、かなりの費用等はかかるものです。そこに、宜野湾市としてその方向にいくのかどうか、先ほどうちの次長が答弁申し上げましたように、以前行っている事業もしっかり精査しながら、施設として宜野湾市に一番何が必要なのかというところも財政面とも相談をしながら研究していけたらなと思っておりますので、皆様方の御協力もぜひいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 よろしく願いいたします。先ほど言いましたおにわであったり、まりやハウス風のいえであったり山内優子さんが立ち上げておりますが、県の職員としてこういう子供たちとの関わり、母子との関わりで、そういう施設が必要だということがあったからこそ、やっぱりそういう形の施設の立ち上げをなさったと思います。やはりそういう施設は大切ですので、ぜひ連携を取りながら、宜野湾市もそういう施設をできるような形が取れるのであれば、できる形で連携を取りながらまた進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

こちらのほうもいろいろまた調べながら研究を深めていきたいと思っておりますので、皆さんのまたお力をお借りしたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 先ほど次長のほうから、平成30年の県の調査ではニーズがなかった、そんなにないというデータが出ている。今実際、他市においては、那覇市と浦添市と沖縄市には3施設あると。この3施設のここ数年間の推移、利用者の推移、皆さん把握されているのか。それ見たら、需要というのがあるかどうかというのは一目瞭然に分かると思うのですが、例えば那覇市では数年前は何件とか、減っているとか、そういったデータが出ているのかどうか。これ県のニーズがないというのが、調査の信憑性があるのかどうかも含めて、それ皆さん把握しているか、3施設の利用状況についてはどうですか。

○伊佐文貴 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答えいたします。過去3か年に関しまして、利用者の数を年間のトータルで確認はしております。那覇市さんが、令和3年度が197世帯、令和元年度が214世帯ですので、若干減っている状況です。浦添市さんが、令和3年度が144世帯、令和元年度が195世帯ですので、こちらも減っている、減少もしている状況です。沖縄市さんは令和3年度が77世帯、令和元年度が58世帯、沖縄市さんは若干増えている状況でございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今聞いても、若干減ったり、増えたりしているというお話がありましたけれども、いずれにせよ今のデータというのは、ニーズはあるということですよ。いるということではないですか。ですから、少なくとも先ほど座間味委員がおっしゃっていましたが、宜野湾市にも対象者というのはやっぱりいらっしゃるというふうに思うのですけれども、その拾い出し、次長が先ほどアパートの借り上げ事業の中で、今後、もしニーズがあれば対応していくというお話がありましたけれども、先ほどおっしゃったように周知も含めて、これ非常に必要ではないかなと。

もう一点、重要なこと、この入居者についての入居の判断というのは、誰が、どこで決められているの。例えば、先ほど若年者の要対協の中で協議されると思うのだけれども、母子家庭の支援施設というのは、どこで、誰が判断をして、入居した後に、例えば出すときも誰が判断してやっていくのかという、その体系というのはどのようになっていますか。

○伊佐文貴 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答えいたします。まず、入居する判断なのですが、母子の方から御相談があった段階で、いろいろ家庭環境の調査であったりとか現状の調査も行いつつ、母子生活支援施設の入居審査会みたいな会議のほうで、福祉事務所の中に設置されていると思うのですけれども、ちょっとすみません。他市の状況、そこまで詳しく調べていないのですけれども、福祉事務所の審査会の中で判断していくものと思います。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 アパートの借り上げが、その事業を4年間なされたのではないですか。そのときの状況でもいいのですけれども、そのときも要するに皆様に申請があつて、その判断をしたと思うのだけれども、そのときはどういうふうにして話し合われて、その人たちが今いないということは、もうそのアパートに今いない、その事業がないということは出ていったということですよ。その判断をどこで、どういうふうにして話し合いがされていたのかなというのがちょっと分からないものですから、説明をお願いいたします。今できなければ、後で資料でもいいです。

○伊佐文貴 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 こちらにつきましては、後で資料として提供したいと思います。

○山城康弘 委員 お願いいたします。以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の陳情第5号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時45分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時55分)

【議題】

陳情第7号 令和5年度福祉施策及び予算の充実について

○伊佐文貴 委員長 次に、陳情第7号 令和5年度福祉施策及び予算の充実についてを議題といたします。

質疑に入る前に、事務局より陳情書の読み上げを行います。

(事務局朗読)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 たくさんあるのですけれども、まず1番の地域福祉関係予算の確保についてお尋ねさせていただきます。正規職員の割合が低いということ、正規職員の割合が21.7%ということで平均を大きく下回っているというふうな現状があって、それでもって生活の安定化を図るための職員の正規化と、そういった増員を図っていただきたいというふうなことだと思います。

それと、社協への委託事業については、できるだけ数年度の契約として人件費相当分を確保する形でのお願いをしたい。

それから3つに、ボランティアセンターの事業実施体制の強化に必要な予算をきちんと確保してくださいというふうな要望だと思っているのですけれども、本市の宜野湾市社会福祉協議会のことを言っているのかなと思いますが、そこでの現状、正規職員の割合とかというのは、市のほうでは、これは関与して、こういった把握をしていらっしゃるのでしょうかお尋ねします。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 おはようございます。よろしく申し上げます。伊佐委員の御質疑でございますけれども、宜野湾市の社会福祉協議会の正規職員に関することですが、現状としましては、宜野湾市社会福祉協議会の正規職員は9名でございます。全体の職員が29名今おりまして、正規職員率は31%というふうになっております。県平均の21.7%よりは大きいのですけれども、また現在、コロナ等の影響によって貸付事業は臨時的に拡大していることもありまして、それに対応するというので全体数は今増えていますので、その臨時的な事業がなくなった場合には、正規職員率についてはさらに上がるので、沖縄県の平均よりは宜野湾市はいろいろ市と調整しながら、その正規職員に必要なところというのは調整して実現化してきているところなんです。社会福祉協議会自身が資金を、利益事業はできないところですので、運行の人件費に係るものは全て宜野湾市のほうから社会福祉の運営事業として補助している、人件費に関しては補助しているところでございます。

あと、予算の確保については、毎年調整しながら、市の職員に準じて予算を確保して補助しているところでございます。

社協が運営するボランティアセンターについては、宜野湾市のほうから地域福祉ネットワーク事業ということで委託事業をしていて、その中で人件費等を賄っていることとなります。委託事業の複数年契約というものについては、今は単年度契約でやっていますが、継続してやっていると、終わりの年度を決めてやっているという形ではないので、単年度の継続という形でやっていますが、複数年度契約については今後の研究なのかなというふうに思っております。以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今、社協の位置づけというのは、宜野湾市ではいろいろ社会福祉に関わる事業を委託している。そのために人件費については、市の予算の中で確保されているというふうな理解でいいですか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 そのとおりです。例えば高齢者福祉であるとか、地域福祉であるとか、様々なところから委託事業も行っていますけれども、社協自身の使命というのが地域福祉、社会福祉のためにやっている事業ですので、そのための人件費は全て市のほうで賄っている、補助しているという形になっております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 人件費の積算の根拠というのか、人数でも当然、あるいは事業の数、規模にもいろいろ影響されていくとは思いますが、それに見合うような事業委託費というのはどのような形で計算されて、お支払いされているのですか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 委託事業に関しましては、その委託の設計をして、その調整については、人件費部分ですけれども、例えばソーシャルワーカーとかそういったところに関して、宜野湾市の会計年度任用職員に準ずる報酬で積算していただいて、それを委託として支払っている形でございます。職員に関しましては、正規職員に関しては宜野湾市の職員の給与の規定に準じて計上しております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 多分、今私が質疑しますことは項目にも該当するものなのかなと思うのですが、ちょっと分からないので、全ての所管のところでお聞きしたいのですが、1のところにもあったように継続的な事業実施が困難であるといったときの中に、会計年度任用というところで、それに準ずるといふ支払いというところもあると思うのですが、そこで会計年度だからといって1年で、ではこの給料ではやっていけないと去って行って、また新たにという形で継続が困難というようなのもあったりするのですか。事業自体は継続していても、対応する方が単年度会計年度というところで、やっぱりちょっとこのままでは難しいというところで、対応者自体が入れ替わりということがあって、事業の継続的な支援が難しいというイメージもあるのかなというのをちょっとお聞きしたいのですが。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。社協の任用に関しては社会福祉協議会でやっておりますので、こちらのほうでお答えするのが適切かどうかは分かりませんが、この委託事業に関しては、確かに複数年契約というのをやってございません。ただし、その事業の終期をいつまでですよという形で定めてやるというのではなく、必要な限り委託は続けていくという形ですので、任用はこの期間を定めてやりますけれども、それが継続できないというわけではないので、それで退職していくというような形はないのかなと。ただ、給与に不満であるとか、例えばほかの仕事が見つかったとか、そういったところでの退職はあると思いますけれども、契約年度はあるけれども、終期が決められておりませんので、これでの影響というのはそんなに大きくはないのかなと思います。ただし、あくまでも会計年度任用職員ですので、雇用の終期がない、職員になりたいということで、正職員を目指して別のところに挑戦される方はいらっしゃると思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 特に事業に対しての会計年度職員で対応しているというところでの影響は余りないというところの認識でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 限定で言うのはできませんけれども、そうではないかなと考えております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この陳情書の2ページの3、重層的支援体制整備事業の積極的活用について、ここでの要望は積極的にこの制度を活用していただきたいということと、あと市町村の社会福祉協議会へ事業の一部委託をというふうに書いてありますけれども、本市はこの件については社協への委託等を考えていますか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。重層的支援体制整備事業としての委託というのは、具体的には案はございません。ただし、今、地域福祉ネットワーク事業というのを委託しておりまして、その中でふれあい相談であるとか、あとは地域のCSW、地域コミュニティソーシャルワーカー、そういったところを委託していて、その事業の実質的な内容というのですか、それについては一部委託しているところもあるのではないかなと思っています。ただし、この要望書の中で言っている重層的支援体制整備事業であったり、その移行事業であったりするものは、あくまでも事業名ですので、その事業を活用するかについては、社協に委託するかどうかについては、今まだ研究をしている段階で、その具体的な検討という段階には至っておりません。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ここには書いていないけれども、一つ提案していいですか。要は8050、80代の親が50代のひきこもりの男性でも女性でも養うという、面倒見る。実態把握が市はつかめていないのです。実際に窓口に来たときに、それは把握ができる、対策ができるという、今そういう状態です。状況だと思うので、例えばひきこもりというのは、学校へ通っていたら分かるのです。生徒は把握できるのです。でも成人していけば、やっぱりそこは分からないわけです。地域の自治会や老人会や婦人会やそういうネットワークで、コミュニティで把握をしていく以外にないわけです。

私も例えば生活保護の相談があって、そのおうちに行ったら、そういう家族がいたというのは、たまたま出くわすことがあります。だからそういうことをちゃんと報告、窓口でもやるわけですがけれども、次長、そういうことを社協に、この事業をやるかどうか、必要かどうかという見極めも、どこかでは要するに実態調査、アウトリーチ化といった要するに訪問をして、把握をしていくとか、そういう情報を拾って、吸い上げて、どういう状態なのかという実態を確認していくという、そういうことから始めないと検討も何も進まないと思います。

ダブルケアというものもありますよね。要するに介護と、それからまた子育てと一緒に若い家族に背負わされているとか、そういうなかなか、役所はどちらかというところと全部くまなく実態を調べて、宜野湾市はこうですという把握ができない、そんな状況です。そういうことをやっぱり社協が一番ボランティアのことについても要請も全部担当できる、そういう部署ですから、なるだけそういうところで実態、実情を吸い上げられるようなそういう仕組みというのはつくり上げていただきたい。今すぐ委託をして、事業調査をお任せするとかいうのも、それもまた役所がどこまで判断をするかというのにかかっていると思います。今、私の手に

あったのですけれども、こういう状態を、やっぱり実態をつかんでいくためには、そういうことをしないと
いけないのではないかなと私思うのですけれども、たまたま福祉の県社協から陳情が出ていますからついで
に申し上げますけれども、今回もまた一般質問でもそのことをやっておりますけれども、御説明をできまし
たらお願いします。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。委員からお話がありました8050問題、それとあ
とダブルケアの問題です。確かに宜野湾市のほうにも地域福祉計画を策定する際に、ずばりとは聞いており
ませんけれども、ちょっと質問の中からそれが読み取れるというようなところはありまして、実際宜野湾市
にもその問題は存在するというのは、こちらのほうでも把握してございます。ただし、全てを網羅して聞い
ているわけではございませんので、あることは分かっているけれども、その問題がどこにあるのかとか、そ
ういったことはなかなか難しいところでもございます。現状としては、やはり高齢者のほうで地域包括支援
センターはアウトリーチが仕事でやっておりますので、そこから8050問題が市のほうにつながって、他機関
連携して支援したと、そういった事例がやはりございます。

あと、その他、やはり社会福祉協議会については、地域に細かく入っていつていますので、23の自治会で
地域支え合い活動委員会が発足できているという中で、その中で見守り活動が盛んに行われているところ
です。確かに社会福祉協議会の相談活動が、これは宜野湾市の委託事業ではございますけれども、その中で展
開している事業でありますけれども、そういったところが力になると思っておりますので、今後、その自治会
の力と社協と協力しながらやっていきたいなと思っております。また、地域支え合い活動委員会も見守りをし
て、さらに発見して、支援につなげる力というのですか、そういったところも上げていければいいかなとい
うふうに考えております。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 もう一つ、今、例えば80歳のお年寄りが介護の相談に行くのかとか、これ介護長寿課へ
行けばいい話であって、ひきこもりは、なければどこに相談に行けばいいのという、生活保護課なのか、福
祉事務所という捉え方でいいのかちょっと分かりませんが、要は一週に、家族としては、世帯として
は1世帯である。1世帯の問題としていくけれども、2課にまたがっているのか、3つにまたがっているの
かということを今現在はどう対応しているかということが、要はこの重層的支援体制整備事業の目的なので
す。たらい回しに遭ってしまって、なかなか問題が解決しないとか、どこへ行っても相談あっちの課だよ、
こっちの課だよとたらい回しに遭うとかというのが全国的なものがあつたりして、そういう部分での今実際
には窓口は必ずあるわけですから、そこのコーディネーターというのかな、調整というか、横の連携という
か、部を超えてという部分では、これも検討に入っています。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 部を超えて、または課を超えてのネットワーク、連携した支援というのは、実際宜野湾市
のほうはできているとは言いませんけれども、かなり進んでいるほうではないかなと思っております。実例を
申し上げますと、先月か先々月もございましたけれども、70代から80代の親と、あとは50代の障害を持った
お子さんがいて、そこがかなりいわゆるごみ屋敷になって、周りに支援も求められないような家庭があつた
のですけれども、それをまずは包括が入ってきて、包括から社協につながり、社協から声かけもあつて、す

ぐに市の環境対策課にもつなげて、あのときは4機関だったと思うのですけれども、そこで出かけていって、その清掃を手伝って、清掃の後処理まで環境対策課がやって、これは特別な事例だからいつもできるというわけではないのですけれども、これは相談を差し上げて処理をして、あとそこで自治会等につなげて、そういう連携でやった事例というのがあります。かなりそういう調整については、スムーズにやっているほうではないかなとは思っております。

ただし、包括的な支援体制というふうに、その名の下ではやっておりませんので、これまで積み上げてきたものでそういうネットワーク連携の事業がやっておりますので、包括的支援体制という名の下でそれができるようにしていかないといけないなというふうに思っております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この制度というか事業は、去年の4月施行でしたか。

○福祉担当次長 令和2年ですか、3年。2年かどちらか……

○岸本一徳 委員 まだ始まったばかりですけれども、やっぱり実態をちゃんと把握して、どう解決をしていくのか、対応していくのかということが役所としては求められていることですので、だからそこら辺の職員間の連携も、やっぱりそこは一番キー、鍵だと思いますので、解決へ向けたほうがいい。どこかで滞ったら、結局は解決できないわけですから、そういうことをしっかり庁舎内というか、市長部局は市長部局でちゃんとそこをしっかりと検討していく必要があるのではないかなと私は思いますので、この点はよろしく願います。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 7番の民生委員・児童委員の成り手確保の取組について少しお聞きしたいと思います。民生委員の成り手が少ないということで、地域住民の理解促進を図っていただきたいと。市では、今、民生委員に関してどういう、市民に対して民生委員の日というのが多分あったのかなと思うのですけれども、どういう取組でされているのか一つと、あと退職された市の職員がいる中で、とても地域ではいろんなことで動きやすかったり、またいろんな情報はその方のほうからいただいたり、地域で活動するに当たっても、やはり民生委員は特殊なものになっているものですから、いろいろと知識であったり、知恵であったり、いろんな技能がある方が集まったほうが、集まってきたところがやはり地域の核となっていけるのかなということ、ぜひこれにも書かれているように、行政職員だったり教職員の皆さんがこぞって、次は地域に来て頑張りたいという、そういう意識の下で民生委員というものがつくられると、とても地域からしたらありがたいなと思っていて、一般の方たちは、ではとなってくると、先ほど話が出ていた地域支え合い活動の中に、地域のボランティアだったり、そういう民間レベルというのはおかしいのですけれども、地域活動をしてきている方たちは、そういう活動をしていくという流れでいくと、地域というのがまとまっていくのかなと思っています。

やはり自治会長あたりは、やはり単年度で代わっていく自治会地域もありますけれども、民生委員というのは10年、15年、結構長いスパンでやってくれている方で、活動してくれている方たちが多くので、ぜひ野湾市においても、特に職員の方たちが民生委員になってくれるとありがたいと思っていますし、また教職員の方たちにもぜひ退職された後には、地域の民生委員にというアプローチもかけてほしいなと思って、今

これ読んだときに思ったのですけれども、どういう形でアプローチかけられていたりとか、今の進み具合と
いいですか、分かりましたらお願いしたいと思うのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 棚原委員の御質疑にお答えいたします。まずは、周知活動なのですけれども、民生委員の
任期は1期3年なのですけれども、その3年の任期は一斉改選というので、全国同じ年度に改選があるので
す。実は、今年がその改選の年になっております。それに向けてでもありますが、常時から実は宜野湾市の
民生委員は141人という定員があるのですけれども、それには達していない状況がございますので、民生委
員の募集については市のホームページのほうでは常に募集をしているところでございます。また、それを見
て問い合わせをさせていただいて、では自治会にお話しなさってくださいということで自治会につないだり
とか、そういったことはございます。

市の職員については、ここの提案にもありますとおり、やはり私たちも退職した職員をぜひ地域活動につ
なげたいということもございますので、今後ではございますけれども、退職者説明、様々な説明会等ありま
すが、そのときをお願いする等、取り組めるところはやっていきたいなということで、職員ともお話しして
いるところでございます。

○棚原明 委員 ぜひよろしくお願いいいたします。以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 4番の生活困窮者自立支援事業の充実強化についてなのですが、本文の中に借受け世
帯の有効な手立てである家計改善支援事業の本県における実施率は41.7%となっており、那覇市、宜野湾市
等の7市は実施されていない状況にあると記載されているのですけれども、もしよければ実施していない理
由とかというのがもしあるのであればお聞きしたいなと思っております。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 座間味委員の御質疑にお答えいたします。確かにこちらのほうで実施していない市町村と
いうことで名前が上がっていますが、宜野湾市のほうでは家計相談支援事業に関して、これは生活困窮者自
立支援法の事業の中の任意事業ではあるのですけれども、実際平成30年度と令和元年度には実施してありま
した。ただし、利用世帯数が平成30年度には4件、令和元年度には3件ということで、非常にその利用を要
望する、生活困窮者の中でも家計相談に関して要望する方が、世帯が少ない状況であって、結果、令和2年
度からその事業はしておりません。

ただし、相談員がおりますので、相談員の研修を受けていて、一応この事業として、事業名としては実施
しておりませんが、実際、家計のやりくりの問題があったり、あとは債務があったりとか、そういった
ところの世帯に関してはアドバイスで助言等は、実際内容としては行っているということでございます。
以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 実際、事業名としては行っていないけれども、内容としては対応されているというこ
とだと思っておりますけれども、どこの課が担当課になるのかなど。ちょっと内容を確認したら、生活保護のほ
うで自立に向けての支援とかというところで、同じような、類似したような内容があるのかなと思ってい
ますけれども、そこでやっつけいらっしゃるのですか。

○伊佐文貴 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。生活困窮者自立支援の事業に関しては、現在、福祉総務課のほうで行っております。生活保護の場合は、被保護世帯に関してはケースワーカーのほうで、その世帯の支援を行っていますので、問題があればケースワーカーで相談を受けるか、もしくは相談につなぐかという形にはなると思うのですが、実際この生活困窮者自立支援法の中での家計相談が来た場合は、福祉総務課のほうでやっています。

ただいま家計相談、役所のほうに自分の家計の中のお財布まで見せて相談するという方は、なかなか実際のところ少ないですので、これはやっぱり一つの事業として人を1人置くとか、そういったことでは効率化の点からいえば難しいかなと思っていて、私たちのほうで考えているのは、例えばファイナンシャルプランナーとかそういったところの専門な方に、申込みがあった場合は委託ができないかとか、そういった効率性も考えながら事業が運営できたらなということでも考えております。以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 この効率化の面も含めてなのですが、確かに家計のほうを外に出すというのはすごくちゅうちょするところもありますし、それをファイナンシャルプランナーの方に見てもらおうという安心感も出てくると思うので、ぜひその方向で進めていただきたいと思っておりますし、それを周知することでたくさんの方が御相談に、生活困窮ということではなくて、ファイナンシャルプランナーにこれからのことを相談するというような現状ではなくて、未来に向かっての発信というのは、たくさんの方が御利用したいなと思うようになるかと思うので、この広報の仕方も含めて、もっと利用していただけるようになったらいいなと思いました。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 結構たくさんありますので、11番のほうだけ確認させてください。母子及び父子家庭等医療費助成制度の実施について、ちょっと事実関係を少し確認させていただきます。

この際、最初の文章にある母子及び父子家庭等医療費助成については、18歳になった後の最初の3月末ということで助成制度というのは支給ということだけ確認させてください。当たっていますか、この文章。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 18歳になった年の3月までの期間であります。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 それでは、母子及び父子並びに寡婦福祉法における児童の定義は、二十歳に満たない者になっていると。二十歳に満たない者、これは法令によっては児童という定義は非常に多種になっていますよね。例えば児童福祉法においては18歳未満とか、学校教育法においては児童というのは12歳ぐらいとかいろいろありますよね、道路交通法も。その中で最後の文章に、引き続き適用していただきたいとあるのですが、今現状が母子家庭と父子家庭においては二十歳未満まで医療費が適用されていると、助成が適用されているという認識でよろしいですか。引き続き適用していただきたいと最後文章ありますけれども、確認をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** 現状は18歳になった年の3月までなのですけれども、ここに書かれております引き続きという方は、現在二十歳まで受給しているものは引き続きという意味ではなくて、18歳を超えた3月まで適用されているものを、継続して二十歳まで適用していただきたいということだと理解しております。

○**伊佐文貴 委員長** 山城康弘委員。

○**山城康弘 委員** この文章では、今現在、最後の文章みたら、現在適用されていて、何かやめるかどうかという情報があつて、引き続きやってほしいという文章にしか受け取り側からしたらそういうふうにはしか取れないと思うのですけれども、ということは今現在、18歳未満の適用であるということの確認はできました。

この上のほうの行に、いまだ独り親家庭にかかわらず、医療費助成について沖縄県では適用されないと書かれておりますけれども、これ他県においては適用されている、実施されている自治体があるのですか。沖縄県ではいまだ独り親家庭というか、それについて少し確認させてください。

○**伊佐文貴 委員長** 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** お答えいたします。他県への状況に関しましては、詳しく調べてはいないのですが、県内では母子及び父子家庭等医療費助成が沖縄県の補助を皆さん活用してしまして、その補助の対象年齢が18歳未満の31日までとなっているところ、県内ではどの市町村もそのように助成をしている状況でございます。県外では、もっと福祉が充実している県におきましては、もしかしたら二十歳までやっているところもあるかもしれませんが、そこはちょっとすみません、詳しくは把握していない状況でございます。

○**伊佐文貴 委員長** 山城康弘委員。

○**山城康弘 委員** いずれにせよ、これは児童の経費も含めて、二十歳未満までやってほしいという気持ちは分かりますけれども、今選挙に関しても18歳で成人というふうな感覚もありますし、いろいろなものがあるのですけれども、宜野湾市としての見解として、この陳情者がおっしゃっている内容については、どのように受け止めていらっしゃるのか、要するに二十歳未満までしっかり認めてくださいというふうな陳情なのですけれども。

○**伊佐文貴 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** 二十歳まで適用する場合の費用をちょっと試算したところ、新たに年間約1,200万円の財源が必要との試算が出ております。陳情書にもありますように、子供が18歳に達するという時期が、進学等で金銭的負担が大きくなる時期でございますので、市や県において奨学金制度や就学資金貸付制度などによる支援を行っているところでありますので、独り親の方々には、これらの情報提供などをしてございますので、今後、様々な機会を通して引き続き周知に努めてまいりたいと思っております。

○**伊佐文貴 委員長** 山城康弘委員。

○**山城康弘 委員** 今の次長の答弁では、文面にあるように進学とかそういったときに非常に負担が増えるというふうな理由から、医療費助成をしっかり二十歳未満まで延ばしてくださいというふうな陳情者の文面を受けて、予算では例えば進学、別の負担があるところに視点を向けて、そこら辺を充実していきたいというふうな今の答弁、私たちはそういった認識でよろしいですか。要するに、医療費で今言っている内容で支援していくのではなくて、方向性としては、そのほかのもので手厚い支援をしていくという答弁で、認識でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 現在、活用されております奨学金制度や就学資金貸付制度を拡充するというのではなくて、引き続きそこを活用していただきたいというふうな趣旨でございます。

○山城康弘 委員 分かりました。以上であります。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 12番の保育士確保対策についてなのですけれども、令和4年4月で406人の保育士が不足しており、多くの保育園で定員割れが生じているということなのですが、宜野湾市でもたしか定員割れが起きていたのではないかなと思っています。定員割れを生じないように保育士の確保について、宜野湾市でどういうふうな積極的な施策を持っているのかというのをちょっとお聞きしたい。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 宜野湾市の保育士確保事業としましては、まず1つ目に保育士試験対策集中講座業務委託のほうを行っております、2点目に保育士正規雇用化促進事業、3点目に県外保育士誘致支援事業の3つを実施しているところでございます。さらに、保育士の負担軽減事業としまして、1点目に保育士宿舍借り上げ支援事業、2点目に保育士年休等支援事業、3点目に保育補助者雇い上げ強化事業、4点目に保育体制強化事業、以上4つを行っております。さらに、今年度につきましては、保育士の保育人材確保を目的としまして保育士の就活応援バスツアー、市内の取組になっているのですけれども、マッチングをするような取組を10月29日に予定してあります。以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今のバスツアーに関しては、今月からというふうにはおっしゃっていたのですけれども、その前の幾つかの取組をやっても、いまだ定員割れが生じているという形でしょうか。もしそうであるなら、ほかの市町村では、またこれ以外の積極的な活用とか対応をされているのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 手持ちがございません。申し訳ございません。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時42分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時42分)

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 失礼いたしました。沖縄県の実施をしている補助のメニューとしまして、先ほど我々が取り組んでいる事業以外に、本市の年休取得の補助であったり、産休取得の補助であったり、そういったものがございまして、産休補助につきましては、うるま市と沖縄市は本年度実施をしているということで伺っております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 宜野湾市のたくさんの保育士確保に向けて取組をされているということは、今お話を伺ったり、またホームページにも載っているというのも確認をしたりするので、そんなにたくさんの確保に向けてやっているところが、なかなか皆さんに知られていないのではないかと、確保がまだできていないとい

うところでもったいないなと思うので、もっともっとそれをこれだけやっていますよ、皆さん来てくださいというようなことを知ってもらうための取組にも少し力を入れてもいいのかなと思います。ぜひ子供たちが保育園に入れて、そして親御さんも併せて働きに行けるような環境づくりというところにつながると思いますので、ぜひ保育士の確保に向けての施策というのをたくさんの人に知ってもらえたらいいなと思いました。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 最後の14番目の公立保育所の存続についてお尋ねさせていただきます。かつて宜野湾市は多分3か所ぐらいの公立、宜野湾市営の保育所があったと思うのですが、現在、若干減っていると思うのですが、何園、何か所あるのですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 ただいま公立の保育所は、宜野湾保育所とうなばら保育所の2施設でございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 保育に係る法律があるくらいですから、市の責任というのかな、公立で過去3園、今は2園、2か所の保育所を運営しているという、法律で定義されている市の責任というのがありますか。あるとすれば、どういった内容なのかというのをちょっとお尋ねします。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 公立保育所は、民間の保育施設では対応の難しい緊急対応や、あと特別支援児対応などを行うなど拠点保育施設の役割を担っております。さらに、令和3年9月に医療的ケア法が改正をされたことを踏まえまして、市内保育施設における医療的ケア児の受入れも今後継続して、公立保育園として市内保育施設の基本的役割を担ってまいりたいと思っております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 これは法律でちゃんと規定されているということでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 はい、さようでございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 例えば、前は3か所あったのが2か所になって、東側と西側ですよ。それは今後も継続して、存続をさせてくださいというふうな、こういうものだと思うのですが、それはこれからもその方針には変わりはないということで考えているのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 今、市のほうの考え方としましては、第7次宜野湾市行財政改革実施計画の中において限りある経営資源を活用した持続可能な行政経営の改革というようなことで推進項目の4つ目で、うなばら保育所についてはかなり老朽化が進んでおりますので、なかなか施設の維持が苦しい状況でもございますので、今後、はごろも幼稚園の認定こども園への移行も含めた検討をしていくことが決定しております。今触れたようにそのままここに設置する検討を進めているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 そのほごも認定こども園ですか、そこにはうなばら保育所さんが担っている地域の皆様方のニーズというのは維持されるということで考えていいのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 一つの方針としては、このような方針が決定をされておりますので、福祉推進部としては、これが充足できるような形で進められないか、そこの今検討を進めている形でございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 他県では専決処分、御承知かと思うのですがけれども、いろいろ問題が上がっているというふうなところがありまして、それは地域の、市民の公設運営だからしっかりと対応していただきたい。今は、いわゆる共稼ぎというのが普通ですよね。中には医療的ケアが必要な子供さんもいらっしゃるということですので、この辺はしっかりと公立の責務について、市の役割というのをしっかりと見いだしていただきたい、そのようなことを特に市民の方は願っているわけですので、以上です。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 移行については可能な限りいい方向で進めるように、福祉推進部としてもほかの部署と引き続き協議させていただきたいと考えています。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 それから、関連して、今認定こども園の話が出ましたけれども、今ある幼稚園が認定こども園になるとかというような話ですけれども、その方向性というのを今現実にそういうことがあれば御説明をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 今年1月の行政改革推進本部の中で一つの方針としまして、うなばら保育所の認定こども園への移行について、方針としては決定をされております。今後、令和4年度から具体的な検討をちょっと進めているところございまして、そこでいろいろな課題が見えてきている状況でございますので、今回、そういった課題も整理して、移行について協議を行っているところでございます

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の陳情第7号については、質疑の段階で継続審査にしていきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時51分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時56分)

○伊佐文貴 委員長 午前の会議をこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時56分)

◆午後の会議◆

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

【議題】

認定第2号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○伊佐文貴 委員長 次に、認定第2号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時01分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時02分)

○伊佐文貴 委員長 審査中の認定第2号、認定第5号、認定第6号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時02分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時02分)

【議題】

議案第52号 令和4年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第55号 令和4年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第56号 令和4年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第52号 令和4年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第55号 令和4年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第56号 令和4年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、以上3件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本3件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第52号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時03分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時03分)

【議題】

認定第2号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております認定第2号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上3件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本3件については、本定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時04分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時06分)

【議題】

請願第1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願

陳情第1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情

陳情第5号 母子生活支援施設設置について

陳情第7号 令和5年度福祉施策及び予算の充実について

○伊佐文貴 委員長 次に、請願第1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願、陳情第1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情、陳情第5号 母子生活支援施設設置について、陳情第7号 令和5年度福祉施策及び予算の充実について、以上4件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本4件については、本定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時06分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時08分)

【議題】

所管事務調査について

○伊佐文貴 委員長 次に、所管事務調査についてを議題といたします。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時08分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時08分)

○伊佐文貴 委員長 本委員会の所管事務調査事項については、休憩中にお諮りいたしましたように、福祉行政に関する事務調査、健康行政に関する事務調査、教育行政に関する事務調査に決定したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

福祉行政に関する事務調査

健康行政に関する事務調査

教育行政に関する事務調査

○伊佐文貴 委員長 次に、所管事務調査事項であります。福祉行政に関する事務調査、健康行政に関する事務調査、教育行政に関する事務調査、以上3件を一括して再び議題といたします。

お諮りいたします。本3件については、本定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続調査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後2時10分)